

# 令和3年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 令和3年6月7日(月)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。7番 村井昇君、8番 畠山一充君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。  
去る5月28日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、6月定例会の日程、議案等について委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、条例の一部改正議案が6件、補正予算関係議案が4件、人事案件議案が1件、繰越明許費繰越計算書の報告が2件で、議会運営委員会提出の議会会議規則の一部改正が1件であります。  
また、陳情は2件、一般質問者は5名となっております。  
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案、陳情等について各常任委員会に付託することといたします。  
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。  
3日目の9日につきましては、本町において聖火リレーが実施されますので休会としております。  
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は皆様に配付した資料のとおり、本日から11日までの5日間で行うことにいたしました。  
よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日7日から11日までの5日間と決定してご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、本日から11日までの5日間と決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、諸般報告に入ります。始めに議長の諸般報告ですが、この報告は、令和3年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。次に、広域組合議会の諸般報告に入ります。各広域組合議会の状況・課題等について、関係組合議員からの報告を頂きたいと思っております。  
始めに、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議員からの報告をお願いいたします。
- 5番 石井清人 八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会報告。  
令和3年3月23日八郎潟町役場3階会議室において、令和3年八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会3月定例会が開催されました。  
議案に先立ち管理者から行政報告があり、前年同期と比べし尿・浄化槽汚泥合わせて約13パーセントの減となっており、また五城目町分を含め1日当たり平均処理量は4.07キロリットルであります。  
議案第1号「令和2年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計補正予算(第2号)について」は、五城目町からの汚泥処理受託の減になったことから、歳入で149

万4千円の更正を行ったこと、施設管理費の機器整備委託に522万4千円の追加を行ったことが主なものです。全会一致で原案通り可決いたしました。

議案第2号「令和3年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計予算について」は、歳入歳出総額で5,542万1千円としております。

歳入の主なものは八郎潟町・井川町両町の負担金が1,941万8千円、五城目町からの受託事業収入が3,510万9千円です。

歳出の主なものは、一般管理費の人件費等に688万6千円、財政調整基金積立金に1,200万円を計上しております。

施設管理費では、各種機器保守管理等の委託料1,966万2千円、消耗品、光熱水費等に771万1千円を計上しております。

また、予備費には100万円を計上しております。

議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、八郎潟町選出の畠山一充議員が提案されまして、全会一致で可決いたしました。

なお、八郎潟町選出の組合議員選挙に伴い、副議長には満場一致で北嶋賢子議員が選出されました。

以上で報告を終わります。

議長 伊藤秋雄 次に、湖東地区行政一部事務組合議員からの報告をお願いいたします。

7番 村井 昇 去る3月24日、午後3時より湖東地区消防本部会議室において、令和3年度第1回湖東地区行政一部事務組合議会定例会が行われました。

八郎潟町の議員改選があったため、役員の改選が行われ議長には潟上市の小林悟議員、副議長には井川町の松田弘咲議員が選任されました。

次に、職員の定年退職に伴い2名の方を4月1日付けで採用するとの説明がありました。

議案は1議案で令和3年度一般会計予算について説明があり、歳入歳出共に6億6,308万5千円となり、前年対比1,507万円、2.33%増となりました。

組合の構成市・町からの分担金及び負担金は前年対比736万円、1.17%の減となりました。

また、歳出においては、人件費が歳出全体の76.9%で5億969万6千円になっております。物件費は11.5%で7,620万8千円、建設事業費は7.1%で4,687万6千円が計上されました。このことについて審議され、賛成多数で承認されました。

また、昨年1年間の災害発生状況についても報告があり、火災については7件発生し、そのうち八郎潟町は3件で死傷者2名であり、また救急車の出動件数は、874件で八郎潟町は265件になっております。

斎場の使用状況は、503件の使用があり、うち組合区域外の使用が148件となっております。八郎潟町では100件の使用です。

また、動物炉の使用状況は173件で八郎潟町は25件の使用状況との報告がありました。

以上で私から、湖東地区行政一部事務組合議会の報告といたします。

議長 伊藤秋雄 最後に、八郎湖周辺清掃事務組合議員からの報告をお願いいたします。

6番 京極幸村 去る令和3年3月23日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて、八郎湖周辺清掃事務組合議会3月定例会が開催されました。

議案は「令和3年度一般会計予算について」と「監査委員の選任について」であります。「令和3年度一般会計予算について」は、当初予算の歳入歳出総額は5億6,964万6千円であります。前年比292万9千円、0.5%の増であります。

歳出の主なものとして、修繕料として8,057万5千円を計上しております。

また処理施設運転業務委託として、1億6,192万円のほか、各種検査業務、保守点検業務委託など、委託料全体で2億143万7千円を計上しております。

そのほか公債費元利償還金として、1億6,056万2千円を計上しております。全会一致で原案通り可決いたしました。

次に「監査委員の選任について」は本町の金一義氏の選任案が満場一致で可決されております。

また識見を有する監査委員として、井川町の藤田馨氏の選任案が満場一致で可決されております。

以上で、組合報告を終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、諸般報告を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 ( 町長の行政報告 別紙のとおり )

議長 伊藤秋雄 これより町長の行政報告に対する質問を行います。  
なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は控えて下さるよう、また、一人一問程度で、簡潔にお願いしたいと思います。  
質問のある方は挙手してください。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 コミュニティスクールの件でちょっとお伺いいたしますけども、地域学校協働活動推進員、いわゆるコーディネーターですけども、これはどういった方が委嘱されたかというところを、もしお伺いできたらお知らせいただきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。お名前よろしいですか。3月に八郎瀉小学校を退職なされた、村井環先生にお願いしてございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 行政報告の2ページの中の税務関係についてお伺いしたいんですが、ここには2, 540名と、夜間150名合わせて2, 690名の申告があったと、対象者が何人で未申告者がいたかどうかをお願いします。

議長 伊藤秋雄 畠山税務課長。

税務課長 畠山孝直 対象者については、ちょっと詳しい数字は今把握しておりませんが、未申告者については十数名位です。それで改めて通知を差しあげて申告してもらうよう催告する予定でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第5、議案第30号から日程第15、陳情についてまでの、10議案、陳情2件を、各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、会議日程資料の6ページをご覧ください。  
議案第30号 八郎瀉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、感染症又は災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、指定居宅介護支援事業所における管理者に係る特例期間を延長するほか、所要の改正を行う必要があることから、一部改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

次に、18ページをご覧ください。

議案第31号 八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

国の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正を踏まえ、感染症又は災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務付けるほか、所要の改正を行う必要があることから、一部改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

次に28ページをご覧ください。

議案第32号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、感染症又は災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務付けるほか、所要の改正を行う必要があることから、一部改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

次に101ページをご覧ください。

議案第33号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正を踏まえ、感染症又は災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務付けるほか、所要の改正を行う必要があることから、一部改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

次に131ページをご覧ください。

議案第34号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

道路法施行令の一部改正に伴い、占用許可に係る施設に自動運行補助施設を追加することから、これに合わせて本条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に133ページをご覧ください。

議案第35号 八郎潟町営住宅条例の一部を改正する条例について

町営中嶋住宅建設等に伴い、地番を変更する必要があることから、町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

議案第36号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について

補正予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ4,686万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億7,086万3千円としております。

5ページ、第2表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。新庁舎建設事業の備品購入費につきましては、期間を令和4年度、限度額を1億500万円とする債務負担行為を設定しております。

これは令和3年度中に新庁舎用備品に係る売買契約を締結し、その金額を納品が完了する令和4年度に支払うものでございます。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。

10・11ページ、国庫支出金、民生費国庫補助金に子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金295万円、同事務費補助金100万円をそれぞれ追加しております。

県支出金、農林水産業費県補助金に総額50万5千円を追加しております。これは、雪害対策緊急支援事業及び強い農業・担い手づくり総合支援に係る県補助金であります。

12・13ページ、財産収入、不動産売却収入658万8千円の追加は、町が所有していた川口地区の土地売却に係るものでございます。

諸収入、雑入に総額700万円を追加しております。これは、自治総合センター及び地域活性化センターの助成金であります。

続きまして歳出の主なものをご説明いたします。

14・15ページ、総務費、自治振興費の負担金補助及び交付金704万9千円の追加は、町内会への備品購入、町内の団体活動への助成金であります。

企画費の公共施設等総合管理計画改訂版策定支援業務委託料943万2千円の追加は国からの要請により公共施設等総合管理計画の見直しをするものでございます。

新庁舎建設事業費の県道道村大川線改修工事399万9千円の追加は、新庁舎建設に伴い県道の歩道及び側溝部分等を改修するものでございます。

新庁舎用備品475万2千円の追加は、新庁舎へのブラインド、カーテン類の購入・設置に係るものでございます。

なお、この備品購入費につきましては、今年度で契約から支払いまでを完結するものとなっております、5ページの債務負担行為には含まれておりません。

16・17ページ、民生費、社会福祉総務費に1件分として空き家等解体費補助金50万円を追加しております。

18・19ページ、民生費、児童措置費への総額395万円の追加は、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものでございます。

20・21ページ、農林水産業費、農業振興費に総額66万7千円を追加しております。これは、令和2年度からの大雪により被災された農業者等の再生産、農業用ハウス等の再建・修繕等に係るものでございます。

24・25ページ、土木費、公共下水道費に公共下水道事業特別会計への繰出金889万4千円を追加しております。

消防費、施設費の消火設備等負担金267万8千円の追加は、羽立・真坂地内の消火栓の更新に係るものであり、上水道特別会計への負担金であります。

26・27ページ、教育費、学校管理費に総額417万3千円を追加しております。これは、令和3年2月の地震により一部剥落した学校体育館外壁の改修工事に係るものでございます。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、30ページからの「給与費明細書」に記載しており、一般職につきましては、総額で171万9千円の減額となっております。

これは、主に人事異動によるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、もう一度会議日程資料の136ページをご覧ください。

議案第37号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

戻りまして、また予算書をご覧ください。

議案第38号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

35ページ、歳入歳出に、それぞれ889万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,368万9千円としております。

42・43ページ、歳入に一般会計繰入金889万4千円を追加しており、44・45ページ、歳出には下水道費の公共下水道費に502万7千円、下水道維持管理費に総額386万7千円をそれぞれ追加しております。

これは、汚水管渠等築造工事、マンホールポンプの修繕工事等に係るものでございます。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第39号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について

49ページ、収益的支出に14万3千円を追加しております。  
また、資本的収入には、267万8千円を追加し、総額を8,798万7千円、50ページ、資本的支出には267万8千円を追加し、総額を1億3,507万6千円としております。

52・53ページ、収益的支出には、低濃度PCB廃棄物収集運搬処理手数料14万3千円を追加しております。

資本的収入の消火設備等負担金267万8千円の追加は、消火栓を更新するための一般会計からの負担金でございます。

資本的支出につきましては、消火栓の更新に係る委託料、修繕費及び工事請負費として総額267万8千円を追加しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案等に対する質疑を行います。  
始めに、日程第5、議案第30号 八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第30号についての質疑を終わります。  
次に日程第6、議案第31号 八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第31号についての質疑を終わります。  
次に日程第7、議案第32号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第32号についての質疑を終わります。  
次に日程第8、議案第33号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第33号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第34号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第34号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第35号 八郎潟町営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第35号についての質疑を終わります。  
次に日程第11、議案第36号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 補正予算書の15ページ、自治振興費の中の地域活性化センター助成事業費補助金150万円とあります。その中身はどういう形になっているか計画書出してもらえますか。  
積算根拠ですがまず一つ、それからその次、委託料の公共施設等総合管理計画改訂版策定支援業務委託料、これ国からの要請事業と説明ありましたが、これはまるっきり委託するのですか、それとも職員方が計画を練った上でこれを委託するのかどうか、その関係の一つお知らせください。

同じく、聞き逃したのですがこの備品購入費の新庁舎用備品475万2千円というのは、1億500万円の債務負担行為の中には入っていないと私聞いたんですが、その辺を確認したいと思います。

それから21ページ、農林水産業費の農業振興費の中の強い農業・担い手づくり総合支援交付金とあります。これは国・県の補助金ですか、それとも町単独ですか。

もし、その中身がどのようなものであるか教えてください。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。まず始めに、地域活性化センター助成事業補助金150万円につきましては、事業主体が八郎潟町地域振興協議会でございます。

町を経由して県・国の方へ助成事業となっております。内容につきましては、コンテナハウスでの直売所の開設、あとは浦城本丸の柵の設置、あとは塞ノ神公園のテーブル作成等となっております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定業務委託料につきましては、まず一つは平成29年3月に策定しております計画がございました。国の方では一定期間経過しているということから、国の各関係各省のインフラ長寿命化計画が令和2年度に見直しされております。

これに伴いまして各県・市町村の計画についても見直しをしていただきたいという内容であります。策定につきましては今現在、個別施設計画、本町ではまず85位の施設を予定しております。各課所管の施設がございます。

その個別施設計画については、いま職員の方でヒアリングをしながら作り上げていくという計画でございます。その策定の支援業務の作成委託料が今回予算計上しております、業務委託となります。

それから備品についてでございますけれども、今回補正に挙げております475万2千円の予算につきましては、ブラインドとカーテンこれが今年度3月までに設置しなければならない備品となります。

これにつきましては今回予算計上させていただいております。あとの債務負担行為1億500万円につきましては、机ですとかキャビネット椅子等、議会議場のテーブル色々なものがございます。これにつきましては3年度で契約して、4年度まで用意してあと設置、5月の新庁舎開設に向けて設置するために債務負担行為1億500万円設定しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 農業振興費の関係についてご説明いたします。強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございますけれども、これは国の事業でございます。それでその上にある雪害対策緊急支援事業費補助金、こちらは県の事業でございます。実はこれ一人の農家の方の予算でございます。国に今現在、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の方に、予算要求はしてございますが、それに漏れた場合県の方の事業で救うということで、このように今回二本立てで予算を付けてございます。

ですのでこの後、どちらが採択なるかわかりませんが、3月にはどちらかが減額補正ということになると思います。あと中身でございますけれども、これは町長も申しましたけれども、暴風雪ですね今年の1月の、それにパイプハウスが倒壊したその方が申請されております。以上です。

議長 伊藤秋雄 加藤千代美君、いいですか。他にありませんか。はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 関連ですが、地域活性化センター助成事業のコミュニティの中でハウスとか柵を立てるといこと、柵の補修ということを申し上げましたけれども、これはハードとソフトの中でどういう場合にして掲載してるのか、ハード面とソフト面でどちらがハードでどちらがソフトなんですか。そういうのありますか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 ハードとソフトというよりも、地域活性化センターにある助成金事業のメニューの一つに頑張る地域応援事業という事業がこの事業になります。その中身については先程申したとおりの内容をお伝えしております。

議員が言われるそのハードとソフトの混在というのはどういうことなのか、知りたいですけども。

1 番 加藤千代美 私が聞いている範囲内ですと、柵とかそういうものについては使用してはいけないという話を聞いているんですけども、その辺はどうなっているのですか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 いずれ最初に申しましたとおり、町を経由して地域活性化センターの採択を受けてる事業でございます。申請の内容については町では一切関与しておりません。活性化センターの方から採択する旨の通知をいただいております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、再々質問です。加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 もう一度聞きますけども、この申請をするに当たっては県に申請するんですけども、役場を経由して県に申請しているはずですよ。そうすると役場の段階で審査してこの書類が適正であるか否かということを確認したと思うんですよ。だからその過程の中ではどうなんですか。

総務課長 村井健一 いずれ経由してとは言いますが、議員言われる役場の方でその内容について良い悪いを審査する内容ではございません。上ってきたものをそのままダイレクトに申請出すものでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第36号についての質疑を終わります。次に日程第12、議案第37号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第37号についての質疑を終わります。次に日程第13、議案第38号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第38号についての質疑を終わります。次に日程第14、議案第39号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第39号についての質疑を終わります。次に日程第15、陳情について、を上程いたします。お手元に配布しております陳情は2件であります。

提出された議案並びに陳情について、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から、委員会室を報告させていただきます。

議会事務局長 相澤重則 第一委員会室で教育民生常任委員会、第二委員会室で総務産業常任委員会を開催させていただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労様でした。



( 閉会 午前 11時 8分 )

# 令和3年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 令和2年6月8日 (火)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。始めに5番 石井清人君の一般質問を行います。はい、5番 石井清人君。
- 5番 石井清人 議長さん、マスクしながらやるとメガネ曇るので、マスクはずしてもいいですか。  
5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。  
まず最初に、一つ目は通称五城目街道の拡幅をいつか実現してほしい、という題で一つ目の質問をいたします。  
本町の道路整備は島山町長の手腕で格段に整備されたように思います。例えば13区から32区へ抜ける狭隘な町道は家屋移転により2車線化になり車の流れがスムーズです。浦大町地区の道路も1.5車線化により交差待ちがなくなり、格段に便利になりました。小池地区も拡幅によってカーブも見通しが良くなり安全で走りやすくなりました。  
いま取り組んでいるのは通称干拓道路と通称アクセス道路の接続です。この実現に向けても町長の手腕を期待いたします。  
さて町では、通称五城目街道の混雑解消を目指して13年の歳月と約27億円の経費を掛けて、平成17年に町道中央道を開通させました。町中と国道への往来は町道中央線を使う車両が多いです。バス路線も中央道に移りました。  
町道中央線は町のメイン道路となっています。このため通称五城目街道の車の通行量は以前よりは少ないように思えます。そういう中で通称五城目街道を話題にするのは町の道路政策と矛盾するかもしれませんが、しかし敢えて申し述べればいつか拡幅に着手してほしいという思いがあります。  
何故かと言えば歩行者の安全が保たれていないことが心配だからです。歩行者は道路両側の幅50センチの側溝蓋の上を歩いています。  
通称五城目街道の拡幅をいつか実現してほしい、という意味は北側に歩道を作る案があります。道路両側に歩道があれば一番いいのですが、用地取得が難しいと無理があります。素人なりに考えてみると、道路北側には現に住んでいる民家が数戸しかありません。南側よりは用地取得が楽に思えます。横断歩道を設置して南側の世帯の方も北側歩道を歩いてもらうことでどうでしょうか。  
車道幅員を今のままにして歩道だけの設置だと用地取得幅もそんなに大きくないと思います。今も道路蓋の上は歩きづらいという方もいます。その解消にもなります。  
是非、今後の町の政策の一つに挙げてください。そうしてもう一つ、いつか解消してほしいのは荒耕地踏切の拡幅です。車で通る時に列車通過があれば踏切の手前で待っていますが、遮断機が上がると車を発進させますが、その時に歩行者がひょいと踏切横から踏切内に入ってくることがあります。一瞬びっくりします。  
車も人もゆっくりですからお互い気が付いて接触事故は今までなかったと思いますが原因は道路幅に比べて踏切幅が狭いからです。  
いつかJR東日本と懇談の機会があれば改善のお話ししていただければ有難いと思います。通称干拓道路と通称アクセス道路の接続、町道中央線を活用する町の道路政策は私自身わかっていますが、敢えてこのことについて町当局の見解をお聞きいたします。  
以上が一つ目の質問であります。  
次に、二つ目の質問に入ります。表題は自転車保険を秋田県市町村総合事務組合でつけれないか、というものであります。  
山形県では条例により2020年7月1日から自転車保険への加入が義務化されました。背景には全国各地で自転車による交通事故が発生し、相手方を死傷させてしまい高額な賠償請求を命じられる事例が発生していることによります。  
けがをさせないまでも、物にぶつかって壊したりすることもあります。ただし、罰則規定がないため、これ山形県の条例ですけども罰則規定がないために未加入でも罰金等は発生しない条例となっています。  
手軽な乗り物で幼児から高齢者まで誰でも使いますが、道路交通法上は軽車両という扱いですから、自転車運転の重大性を皆が認識するべきだと思います。

私の高校生時代にも同級生が千秋公園の坂道を自転車で下っていてスピードが付きすぎて植木市の盆栽に突っ込んで結構な額の弁償金を取られたという思い出があります。いま自転車保険に入ろうとすれば、コンビニの店内にパンフレットが置いてありますので、備え付けの機械で手軽に加入することができます。

また、インターネットでも加入できます。保険料はいろいろありますが、例えば個人賠償無制限では本人のみの加入では年間3,710円というのもありますし、夫婦で加入あるいは家族で加入というものもあります。ですからいまの時点でも十分自転車保険制度はあります。

しかし、今年4月の新聞では政府目標として自転車保険加入率を75%に引き上げる目標を打ち出すとあります。そのうち秋田県も自転車条例を制定するだろうし、全都道府県がそれに倣っていくと思います。

そして市町村の中にも条例化する動きが出てくると思います。自転車条例ですね。そうした状況で自転車保険の加入をより一層高めるためには、コンビニのパンフレットを見るとかインターネットを見るだけでは果たして自転車使用者の目に留まって加入促進に結び付くかと言えば不十分に思えます。特に高齢者なんかは疎いですから。

自転車保険への加入が義務化となれば自転車利用者全員が手軽に加入できるような仕組みを作らないと、加入率向上には程遠いと感じます。

秋田県では自転車保険加入義務化に向けての条例制定に動いていますが、肝心の自転車保険はコンビニかインターネットで加入してくださいという見解なのではないでしょうか。

私が着目したのは「秋田県市町村総合事務組合」の秋田県市町村交通災害共済・不慮の災害共済です。毎年、年が明ければ全戸に役場を通じて「秋田県市町村交通災害共済・不慮の災害共済」の加入申込書が届きます。県民全員の目に留まります。

私はこれに新たに自転車共済を新設することができれば、加入率は格段に向上するのではないかと考えます。加入方法も納付書とお金を指定金融機関に持っていただくだけで簡単に若い人からお年寄りまで誰にでもわかりやすい方法です。

機会があれば秋田県市町村総合事務組合に八郎潟町議会で、このような提案があったと紹介していただければ有難いです。

そしてもし仮にですが、そういう可能性があるとした場合の話ですが、賠償額無制限というような高額保険にしないで、1千万位の限度額に設定し、その分保険料を安くすれば加入率は上がるのではないかと思います。提言といたします。

以上二つが私の一般質問です。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。  
石井議員の言われるように、通称五城目街道の代替路線として町道中央線の整備を行ってまいりました。

当該路線への歩道設置ですが、道路構造令に則った最小幅員2mの基準を適用し、北側に歩道を設置した場合、南側に設置する場合の約半分での家屋補償が想定されます。

歩行者や自転車での現状の交通状況を考慮すると、歩道設置は望ましいことですが、整備するには家屋等の補償や用地の取得に多大な事業費も必要なこととなります。

また、踏切拡幅につきましても、安全確保の観点から歩車道分離が望ましいことですが、拡幅するにはJRへの委託事業となることから、これらも多大な事業費となります。

町道・道路整備の位置付けとしては、慎重に見定める必要があると考えております。

次に、秋田県市町村総合事務組合で行っている「ともすけ共済」の交通災害共済は加入者が交通災害にあったとき、入院治療期間及び通院治療期間につき共済金の支給はされますが、損害賠償がないのが現状です。

本町の令和元年度加入率は、交通災害で19.3%、不慮の災害で17.6%の加入となっております。

また、共済金の支給では、令和元年度7件、令和2年度8件の支払いをしております。

2019年の全国での自転車関連事故の発生件数は80,473件のうち、死亡事故が436件発生しております。

秋田県の発生件数は176件で、うち、死亡事故が3件です。これまでに自転車保険加入が義務化されたのは、山形県をはじめ14の全都道府県が条例を制定しています。

ご提案いただいた自転車保険の新設について、秋田県市町村総合事務組合に照会した

ところ、交通災害共済の中には自転車等の事故による死傷も含まれているので、新設は考えていないという回答でありました。以上です。

5番 石井清人 答弁有難うございます。五城目街道の拡幅につきましては、町長言ったとおり多大な経費は予想されます。多分、私も簡単には行くものではないなと思います。

J Rの踏切もこれはJ R関係ですから、町がどうこうする訳でないし、それでもまず将来計画、町の基本構想とか道路構想にいつか乗せれることがありましたら、検討してくださいをお願いします。

それで町長の今の説明で自転車保険のことで、秋田県でもその死亡事故があるということで、やっぱり大変だなと、ケガの事故というのかなそれが176件、うち死亡が3件あるということで、結構あるなという気がしました。

そこで自動車保険だと保険会社があって保険屋さんがすべて代行してやってくれるんだけど、そこ自転車になると保険がないから心配なんだけども、そこで国保の担当課長にちょっと聞くんだけど、例えば自転車で人にぶつかった、怪我した、ぶつけられた相手が病院に行って、自転車にぶつけられて怪我をしましたと申告した場合に、健康保険持って行った場合に、病院では健康保険使えるものですか。

あるいはその自転車も軽車両なので交通事故扱いになって、第三者行為となってその健康保険が使えないとなれば、しかも加害者が誠意がなければどうなのかなと思うんだけど、その自転車事故の場合の病院だと健康保険ではどういう扱いするのか保健課長そここのところ分らないですか。

議長 伊藤秋雄 加藤保健課長。

保健課長 加藤宏 自動車事故同様自転車でぶつけられて怪我した場合、これも第三者行為とみなされます。加害者が自己負担となりますが、健康保険でまず7割給付、その部分については加害者が負担することになりますので、いつも病院の窓口では保険証持って行けば、7割を立て替え払いという形で、3割の自己負担だけで治療受けることができます。

ただし、その後で第三者行為による傷病の届け出が必要となります。それがレセプトが回ってきた時点で交通事故の疑いがありますので、捜査してくださいという形で、それで調査の上でそれが判明した時点で、国保連にこちらから委任状を出しまして国保連の方で加害者の方に請求するという形になります。

これは自動車事故等においても同様の扱いとなります。以上です。

5番 石井清人 どうも有難うございました。いまの保健課長さんの答弁も参考になりました。自転車は手軽だからすぐ乗って行きますけども、どんとぶつかって大怪我させた場合に自転車使った人に賠償責任あるんだけど、中々そういう認識がまだまだ薄いなと感じますので今回の質問を議会だよりに載せて、啓蒙出来ればなという気がして質問いたしました。どうも有難うございました。これで終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、9番 金一義君の一般質問を行います。はい、9番。

9番 金 一義 9番 金でございます。ある報道によると2020年度に東京都心から本社を移転した企業は19年度に比べ、2割以上増えたとあります。資産を持たない中小サービス業を中心に、郊外や地方都市に拠点を移す動きが目立つとあります。

コロナ禍で進んだ働き方の変化が企業の移転を促しているともあります。国内で新型コロナウイルスの感染が拡大した20年4月頃から急増している20年度の転出数は約6,700社で前年度比24%となったとあります。

都・区部への転入数は約4,600社で転出が4割以上多いとの調査結果が出ております。

東京商工リサーチの調べによりますと、20年度に都心から移転した企業の業種を調べると、都心に事業所がなくてもオンライン対応出来る身軽な業種から移転が進んでいるとあります。

事業が移転すれば自治体にとっては、地域経済の活性化や法人住民税などの税収につながる、コロナ禍での移転事業を掴もうと自治体も誘致に動いてるとあります。

これは質問の前段でちょっと触れさせていただきました。ここから質問に入らせていただきます。質問1、第6次八郎潟町総合計画における後期基本計画についてでございます。

本町でも田植えが進んで一面の緑のじゅうたんが目に見える今日この頃であります。

総合計画は地方自治体全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であるとあります。

また、長期展望を計画的、効率的な行政運営指針が盛り込まれる計画書であります。我が町ではまちづくりの基本理念を示した現在、平成28年度から10年間にわたる第6次八郎潟町総合計画を策定中で、令和7年度を目標年次にして取り組んできました。

また、この基本計画は基本構想に示す施策の基本方向に基づき、将来等の実現に向けた具体的な目標と、それを実現するための施策を示したものとありますが、その基本計画の見直しについては、現状分析を行った上で後期基本計画を策定されたとありますが、前期基本計画においての基本目標の達成の度合いや、問題点、課題はどのように整理されたのか、主要施策と後期基本計画における新規主要施策の計画の取り組みはどのような事業で、主要施策としての位置付けのなかった事業であっても、今日的課題として早急な取り組みが必要とありますが、どのような事業を想定しておりますか。

さらに後期基本計画において新規主要施策として採択し、云々とありますがどのような事業が考えられるか、さらに主要施策と後期基本計画における新規主要施策の計画の今後の取り組みと進め方をご説明願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。前期基本目標の達成度合いにつきましては、それぞれの基本施策ごとの成果指標の目標値に対する令和元年度までの実績または令和2年度の実績見込みにより判断しております。

その結果、事業によっては目標を達成できなかったもの、計画策定当初と比べ状況の変化により現状にそぐわないものを課題として、成果指標の変更あるいは目標値の見直しをしております。

主要施策と後期基本計画における新規主要施策の取り組みと進め方については、基本的には各分野ごとに掲げた主要施策の実現に向けて取り組み、年度ごとに事業実績を確認し、施策の効果等を検証するとともに課題を整理して、次年度以降に反映させ、事業の実現化を図ってまいります。

9番 金 一義 そこで伺いますけれども、人口ビジョンとそれに関連する数値目標である出生率については、本町ではどのように設定してこの試算の方法どういう形で試算されてますか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。出生率につきましては、町の総合戦略の方の中で結婚・出産・子育ての希望をかなえる、という目標数値を挙げております。

出生数につきましては数値目標34人に対して、前期の実績によりますと16人しか達成できなかったというところでございます。

それで改訂版であります出生率につきましては、令和7年度に16人であったものが24人まで延ばすという数値目標を掲げておるところでございます。

目標数としては子育て世帯の経済的負担の軽減を図りながら、目標に向けて対策を講じて行くということにしております。

9番 金 一義 その数字は出てきて分かりますけれども、いま質問しているのはその根底にある数値をその数値に対して、どの数値を基本的にしてうちの方ではこの数値を出したのか、ということをお伺いしてる訳であって、その基本的な数字がないとこの長期的な策の目標数値が出てこないと思うんですよ。

そこら辺の数字の出し方はどのような感じとして出しておるのか、ということをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 数値目標について、金議員さんも改訂版持っていますよね。婚姻数についても令和7年度を目標に15組と謳っております。今の若い世帯の出生の推移があると思いますけれども、そういうのを参考にして目標数値を挙げたものと思っております。

9番 金 一義 今町長がおっしゃったように、その根底になる数値、その数値がいくらでこういうものが出てきた数字を出したのか、だからそこら辺を町当局では把握してるのかどうか、ということですよ。

結局このものを作るときは、いろんな町民の方の選択された方々の名前も載っており

ます。町の方々も入ってやったでしょうけども、結局この数値目標が出てきたときの何人何人出てきますね。その問題のものをどういう形でこの数字が載せられたのか、ということなんですよ。

これに何かあまり言うのであればですけども、結局私調べた範囲ではね、総定数が1.80、2030年これは国の総定数です。それと2.07、これは2040年の形でこの二つの数値目標があつて、結局この国の基本計画というのはやっぱり国からのあれでしょう。

作れっていうことできてるやつで、だからこの数字目標で使わないと、その総定数が出てこないと思うんですよ。だからそこどっちの数字を使ったかということをお聞いお願ひです。

じゃあ、このものを作るとき町の方でどの位関与してね、後業者さんに全て丸投げなのか、出てきた使うものに対してのその出来たものを、いずれは業者に出すんでしょう。

こういうものを作ったときのようにするに根底にある数字とかっていうのは、どの位皆さんが把握されておるのか、こういうのはやっぱりきちっとしないとその数値目標を出すのは、ちょっと出てこないと思う訳ですよ。

だから今何年に云々と言ったけども、それはじゃあ空想の形ですかということになっちゃう訳ですよ。そうじゃないですか。

ようするにこれ位のものが仮にあつて、現在何年かけてという形でこういう数字が出てくる訳であつて、そう簡単には出すことができないと思う訳ですよ。

だからそこら辺の把握がね、町当局の方々がどの位考えてまたどうやってやってるのかということをお聞いお願ひです。業者さんに聞いているのかそこら辺をちょっと確認している訳で、私が今調べてきた範囲ではこういう形になってます。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えします。今回の後期計画及び総合戦略改訂版につきましては、コンサルタントの業務委託はしておりません。前期のそれぞれの計画をもとに各課担当の方で見直しをしたところであります。

それと議員言われました出生数につきまして、今手元に資料ございましたので5年前に当初作成した段階で、平成22年の出生数は37人でございました。それに22年から31年の人口減少幅7.8%、これを減少する見込みとして最初の34人の目標値を設定してございます。

先程言いましたように34人の目標値に対しまして、実績としては16人しか届かなかったということで、今回改訂版の中では16人からさらに、この辺につきましてはちょっと今担当課の方で検討して、数値目標を設定しておるところでございますので、今即答は出来ませんがその辺につきましても、根拠はもつての24人としておるとしております。

9番 金 一義 そうすれば我が町の方では、そういう根拠でやったんだと分かりました。いずれ私調べた範囲だとね、多くの地域では国のこの想定値をしてるんだということがありました。

今、策定業務の外部委託はないんだということを言ってますけども、そうすると社会移動率やKPIの効果検証はどのようにして、この策定したのに対して反映されているのかそこら辺お知らせください。

総務課長 村井健一 総合計画におけます目標値、総合戦略でいきますと重要業績評価指数KPIを設定しております。いずれ町長が前段で申しましたように、いずれ目標に対して達成できたもの、できなかったものの5年間の中での、それぞれの目標そのものはもう当初からかけ離れているものも中にはございます。

目標値に対しては先程もちょっと申しましたけれども、各分野の担当課の中で検討してございますので、それぞれ増減はあります。詳しくなると各担当分野化の中での内容をちょっとこう聞くといいですか、判断をしないとよくこの場でお答え出来ないという風な状態です。よろしくお願ひします。

9番 金 一義 今、総務課長がおっしゃったんですけども、各施策におけるKPI評価・指標、というのはこのものにじゃあ反映されているんですか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 K P I 目標数値それにつきましては、この後期新たに改定したものについては全て反映はされております。良い結果であろうと悪い結果であろうとそれらを見極めながら新たな5年後の目標数値に反映はしております。

9 番 金 一義 先程、町長の答弁の中にあっただけども、結局それが何の施策のことなのか、ということは明確には謳われておりませんでした。結局、全般の中で今総務課長がおっしゃったようなことでK P I を評価したと、だけどもじゃあ我が町ではさっきも質問の中であったけども、後期計画の中でこの部分がK P I の中で評価したというのが答弁なかったですけども、私質問の中にK P I 使ってなかったけども、結局そこら辺がじゃあただ漠然との答弁だったのでK P I の話してる訳であって、総合的に我が町ではこの部分をきちっとするんだと、前期はこうであったんだと、その部分が曖昧な答弁であったようなので、ただ慣らした話し合いの答弁であって、きちっとした答弁ではなかったような感じがする訳ですよ。

だからこのK P I、じゃあ我が町で後期の部分でK P I について特にこの部分をするんだとこの5年間で、それじゃあ答えてください。

総務課長 村井健一 後期計画における見直し主要施策という中ではですけども、まず一つは社会保障の中で健康保険税の算定方法の検討、これを新たに追記しております。

後は住宅・住環境の中で町営住宅の適正管理の推進、これにつきましては前期は町営住宅の整備を重点施策としておりましたけども、中嶋住宅中止するということで適正管理を推進してきたというような施策に変えております。

後は上水道・生活排水処理につきましても、これからの長寿命化計画に向けてのストックマネジメント推進という主要施策、農林漁業につきましては、担い手確保育成の推進これにつきましては、人手の足りない農家への組織的支援・応援に変えて担い手確保という言葉に変えております。

後はふるさと教育、学校教育につきましては、いじめ防止等に関する管理対応ということ、不審者侵入等に対する危機管理対応にいじめ防止を取り込んだという形でございます。

9 番 金 一義 時間が推してきましたけども、じゃあ広域連携に対してはどのような考え方ですか。

総務課長 村井健一 広域連携につきましては、総合後期基本計画の一番最後のところとなります。主要施策につきましては、広域的市町村との連携強化というところは、前期と変わりありません。中身につきましては前段でこう掲げております関係各市町村との広域連携を前期に引き続いて取り組むということで、実際ここについては変更した部分はありません。

9 番 金 一義 じゃあ、あの再確認ですけども今後ですね広域連携に関する我が町の考えはないということですか。

総務課長 村井健一 広域連携の考えはないというよりも、実際今、電算共同ですとかそれ以外にも進めている部分もあります。この後も色々と検討段階ではございますが、水道であったり下水道であったり県の方で指導して、各市町村と今やってる部分がございますので、将来的にはそういったものも含めて広域連携を図っていく必要はあると思っております。

9 番 金 一義 これを作るに当たって県と市町村の総合戦略の関係でありますけども、策定過程で擦り合わせが行われたのか、そこら辺確認したいと思います。

総務課長 村井健一 総合計画と総合戦略につきましては、町独自の計画策定となっております。過疎計画とかになれば当然県との関連は出てきますので、その辺は県と擦り合わせはこれまでもしております。以上です。

9 番 金 一義 この答弁の中にはそういうお話しが出てこなかったので聞いているんですけども、結局我が町の基本計画の最上位に位置付けられておるのは、どの項目でしょうか。

総務課長 村井健一 議員言われましたように、最上位計画は総合計画でございます。

9 番 金 一義 中身は？

総務課長 村井健一 中身ですか、全て第1章から第6章までそれぞれ分野ございます。各分野全て重要でございますが、やはり第6次総合計画策定するに当たりまして、掲げております人と地域が輝く心豊かな協働のまち、人口減少が進む昨今の中で町民とやはり協働して、この町の施策をいくらかでも進めて行けるのが重要ではないかと考えております。

9番 金 一義 質問がちょっとあれでしょうけども、ちょっと答弁の方と私が聞いておるのとちょっと違うのがあります、まあ大体の中身は分かっております。いずれこの総合計画に沿って町の発展に尽くしていただければ、非常に有難いと思います。

じゃあ次に入らせていただきます。質問の二つ目、農業後継者対策について、ということで質問させていただきます。

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等で地域農業の5年後、10年後の展望の見通しができない今日、このような地域が多数存在している中で、日本の農家が人口に占める割合は1.6%とされています。

農家人口は2019年のデータでは、168.1万人で、この農業人口の70.2%が65歳以上であるとあります。

35歳未満の働き盛りはわずか5%という数値もあり、非常に問題となっております。現在の農家が抱える平均年齢はなんと66.8歳でほぼ70歳に近い世代です。

明らかに高齢というよりは老齢となっております。また、70歳までの年代の人がいる農家では全体の7割が農作業を全て自分が中心となっております。

農業従事者の高齢化と後継者不足が謙虚であります。この状態では町の発展はあり得ないのでありますが、しかし、農業の将来展望は決して明るいものでないことも事実であります。

生命を維持するのに不可欠なのは食料であり、その食料を生産確保する農業が後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であります。

本町の基幹産業と位置付けております農業でありますので、農業の振興なくしては本町の発展はあり得ないのであります。今日の抱えている問題等に対して、先ほども申しましたが将来展望は決して明るいものでないことも事実であり、生命を維持するのに不可欠なのは食料であり、その食料を生産確保する農業の将来展望は後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であります。

そこで、本町も例に洩れず人口の高齢化に伴って農業従事者も高齢化しており、最近後継者がいないので農業は自分の代で終わりだ、といった話をよく聞きます。

後継者のいる・いないは基本的には個人の問題ではありますが、我が町が基幹産業と位置付けております農業だけに看過できない問題であろうと考えます。

そこで、本町の実態として把握している現在専業農家は何戸あり、そのうち後継者のいる戸数と、いない戸数はどのような状況になっているか、また農業後継者の平均年齢も併せてお知らせください。

次に、行政としての対応であります農業後継者の育成対策についての考えもお知らせください。後継者の問題は私生活の問題でもありますが、農家のお子さんに、あなたは農業をしなさいと言うわけにもいきません。

しかし、農業後継者と新規就農者の確保をするためにも、今後何らかの形で行政としての対策と、何か打つ手はないのかどうかも、さらに本町の農地集約の状況は農地は相続時に耕作放棄されたり、分散したりしやすい。

後継者や土地の貸付先を継承プランで事前に決め、担い手がない農地が発生しないようにすることが重要です。

ところで、本町の農地中間管理機構の機能はどうなっているのか、さらに現在の集約の何パーセントの実績であるかもご説明ください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 始めに、専業農家の戸数と後継者数ですが、平成29年度に町では水田面積100平方メートル以上の農家401名に対して地域の農家の将来に関し、どのような経営体为中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのかといったアンケート調査を行っております。

しかし、回収率が59.1%で、正確な数はわかりません。その中で後継者の目処がついているとの回答は、237名中80名でした。

なお、町では人・農地プランを作成していますが、これは八郎潟町を一日市、夜叉袋真坂、浦大町、小池、川崎地域の6地域に分け、その中で今後地域の中心となる経営体を掲載しています。



人・農地プランからみますと、個人の中心経営体となる人は76名、うち専業農家は57名、そのうち後継者がいると回答した人は32名で、個人の中心経営体で後継者がいない人は25名となります。

農業後継者対策ということですが、農業に限らず商工業においても後継者不足は大きな問題でございます。

議員の言われる本町の後継者対策ですが、市役所、大きい自治体となると園芸振興センターなどを独自に造って新規就農対策として技術研修を行っているところも見受けられますが、募集人員不足かわかりませんが本町にも新規就農研修生募集ポスターの掲示をお願いされております。

本町では農業次世代人材投資事業や農の雇用事業、未来農業のフロンティア育成研修など国や県の後継者対策による補助事業を活用しております。

農地中間管理事業については、本町はあまり活用されていないのが実情です。

令和2年度の実績は2件5筆で0.6ヘクタールの貸付、制度が始まってからは23.1ヘクタールの貸付となっています。貸付にあたっては貸付先のほ場に隣接している先程申しました人・農地プランに登録されている中心経営体に貸し出すこととしています。

なお、ほ場が他町村にあった場合は、そのほ場がある町村が農地中間管理機構へ手続きをすることになります。

また、今まで中間管理事業があまり活用されなかった原因の一つに手数料があると思われる。同一年度内に受け手が違う人から借受けした場合、1件につき5,000円の手数料がかかります。

同じ貸貸借で手数料がかかるのであれば、農業委員会を通した方が良いという判断もあったと思われます。

また、二つ目の原因と考えられるのが、中間管理事業は現金のみの取扱いとなっています。農地の貸付者が借受け者からお米でもらいたいと言った場合は、中間管理機構を活用することができません。このようなことが原因と思われます。

9番 金 一義 じゃあお伺いします。本町の今年度の主食米の作付け面積についてお伺いします。4月末時点で前年度実績から減らす意向だとする調査結果がありますが、本町の場合20年実績で693ヘクタールとありますが、21年度動向では減少傾向と報道されておりますが、その詳細をお知らせください。

議長 伊藤秋雄 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 主食用米の作付け面積については、今現在、盛んに集計中であります。新聞報道されたものについては、毎月一回調査がありますので、先月の調査よろしく1月からの調査と同じような答えとなっております。以上です。

9番 金 一義 そうすれば先ほど答弁されました中間管理機構のそのお金かかる云々とか、いろんな成約がありそうですけども、結局、町としては中間管理機構に対する考え方は農家に任せる、貸し出す農家に任せるということなのか、それとも何か指導の対策を持ってやるのかというのは、結局、今八郎潟で一日市で耕作されている方が川崎の農地を頼む、と言われてやってるんだけどもという方もいらっしゃる訳ですよ。

そうするといろんな面で不便が生じると、だから中間管理機構を通すとようするにその集約がAさん、Bさん、Cさんの集約が非常にしやすいというような話をよく聞くんだけど、そこら辺の考え方をもちえてやるとすれば町としての指導というんですか、そういう考え方をどういう形で話してるのかお知らせください。

産業課長 千田浩美 まず始めに農家から相談があった場合、中間管理機構の話は必ずしております。その中で例えばさっき言った通り物納でもらいたいと言った場合は、農業委員会の方になりますよと説明してございます。

金さんの言われる通り一日市と川崎を例に出しましたが、これについては交換と利用権の交換という事業がありますので、相談があればこちらで対応したいと思います。

9番 金 一義 就農支援情報というのがありますけども、我が町ではそこら辺は取り組んでいないような感じですけども、秋田県では未来農業のフロンティア育成研修、小坂町では地域で学べ農業技術研修事業、上小阿仁村は林業、これは林業ですけども林・農業後継者育成

技術習得研究事業、その他鹿角市、能代市云々とありますけども、本町ではそうすると今担い手育成の場合は県の方にお任せするのか、そういうのを紹介してるのかそこら辺の考え方をお知らせください。

産業課長 千田浩美 未来農業のフロンティア育成研修につきましては、例えば高校を通してくる場合がございます。私の知る限り今まで2名の方が行ってますけども、うち1名は4月に行って5月の始めにもう会わないということで、止めたということもあります。

最初の1人につきましては、途中まで農業やってみましたけども、今は離農されております。まず町自体で先程も町長も言いましたけれども、市単位ですと技術センターとかもありますので、それが本町でもできればいいわけなんですけども、我々のような小さな自治体では、やはりどうしても県の方を頼らざるを得ないと思っています。

9番 金 一義 我が町の小さな自治体とお話しされたんですけど、上小阿仁村もこの事業はやっております。じゃあ次、時間も押してきましたので、次の方へ入らせていただきます。

最後の質問です。職員にまちづくり研修と参加を、ということで提案してまいりました。

まちづくりのために、職員を研修視察させることについて町長の所信をお伺いいたします。これからの自治体は、自らの創意工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなければならないと言われ、10年後には自治体の取り組み如何によっては、自治体間に相当の差がつくだろうと言われております。

個性豊かなまちづくりを進めるということは、新たな発想でなければなりません。新たな発想を中高年の職員に求めることは酷であろうかと考えます。

先進的なまちづくりを推進している自治体の施策や地域、団体等の活動調査研究を行うとともに、先進事例の分析や地域の課題の解決案を提案し、まちづくりの推進並びに職員の資質向上を図ることが大切であります。

若い職員にはいろいろなアイデアあっても、発表する場がなく上からの指示によって黙々と仕事を処理していく、そのうちに中年になり卒にはまった職員になっていくのが実態でないでしょうか。

魅力あるまちづくりとか地域づくりは、全国画一の政策では不可能なことは自明の理であり、地域がそれぞれに独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。

そこで本町もまちづくり活性化のため、若手の職員を視察研修に派遣することについての考えを説明ください。

これが今後の職員の視点を転換させることにもなろうと思いますけども、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 職員の研修につきましては、現在、町村会が主催する各階層別の自治研修や自治研修所が主催する能力開発研修、市町村中央研修所が主催する市町村アカデミー研修に参加しております。

また、秋田県市町村振興協会が主催する秋田県市町村職員海外研修には隔年で若手職員を中心に参加しております。

この他に、今年度は民間企業へ依頼して実施する職員接遇研修や先進地等への県外研修参加の予算を計上しております。

若手職員がまちづくりに対する知見を広め、これを試行錯誤しながら実務に反映していくことは、職員としてのやりがいを高め、資質の向上につながり、ひいては個性豊かなまちづくりにも繋がるものと思っております。以上でございます。

9番 金 一義 じゃあ研修に参加されてるということですけども、毎年、何名の方でその発表、誰それぞれが研修にいったんですけども、というような発表する機会というのは町としては設けておるのですか。

我々としては誰それが何処そこに行ったとか、そういう成果というのは一切、私個人だけなのかもしれません。他の方々は見えてるでしょうけども、私はそういうのは全然見えておらないので、ただ今こういう質問をさせていただきました。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。研修の参加人数でございますが、昨年度はコロナの影響がございますが、令和2年度新採用職員研修には昨年度採用になりました2名、あとは主任育成研修には4名、後は監督者級の研修には4名、管理職の評価者研修には2名参加してございます。

あとは市町村アカデミー研修につきましては、それこそコロナの影響で昨年度は実施されませんでした。

なお、海外研修につきましても昨年度は実施されておりません。後は研修参加後の発表がというところがございますが、海外研修につきましては海外訪問日程の視察研修となりますので、これにつきましては参加した職員が行った時は、皆さん職員を集めてスライドを使いながら共有してるところでございます。

あとその他の自治研修等につきましては、研修の報告書を代えて報告書を提出しているところがございます。以上でございます。

9番 金 一義 何か私今、質問している中身とちょっと違うかなと思ってるんですけども、結局まちづくり、みんな該当するんでしょうけどもまちづくり職員研修に参加されているのかどうかなんですよ。

私聞いているのはそれは自治研修とか職員養成のための研修でしようけども、その中でなくてまちづくり研修、この中には県にはこんなものがありました。先進的なまちづくりを推進する自治体の施策や、地域・団体等の活動調査・研究を行うとともに、先進事例の分析や地域課題の解決案を提案し、まちづくりの推進並びに職員の資質向上を図ることを目的とすると、こういう提案があるんですけども、結局いまお話しされたのは自治研修云々というのは、今後の職場の自分の地位のあるための研修であって、その他のようするに地域のまちづくりをするための、まちづくり研修の研修ということなんですよ。

だからそういうものにはいろんなところに研修はあるみたいですけども、呼びかけがあるのかなのか、また参加させるそのものがあるのか、そこら辺を聞いているのです。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 いろいろな研修会でいろんな職員と一緒にあって、まちづくりに関しては職員同士の話し合いの中でも、いろんなそういう発表の場でもまちづくりに関してはあると思います。

ただ、金さんうちの方の例えば職員、誰かを長期的にどこかを研修させるということは、職員数の中ではもう出来ないのが現状でございます。

まずそういう中で自治研修の中のそういうまちづくり、そういう研修になろうかと思えます。まちづくり専用の職員を派遣するというのは、今の状態では出来ません。

9番 金 一義 私しゃべってるのは、さっきも質問の中にあっただけどもまちづくり職員専門でなくてやっぱり全般的にこれから行政に携わる若い、昨日ですか2名の男性が顔見せましたけども、結局、そういう方々にまちづくりって何だかということ、知らしめる一つの方法として、県内そういうところの研修があったら、参加させる気があるのかどうか、五城目みたいにはまちづくり課とかそうじゃなくて、ようするに今後質問の中でも話したけども、結局自分の質を向上させるために、さっきの一番最初の質問の中にあっただ総合計画の中には、まちづくり、まちづくりという文言が多数出てくる訳ですよ。

そうすると職員の方々はまちづくりって何だろうと、そこら辺をやっぱり若い職員から若い発想のあとのまちづくりを、いろんなまちづくりがあろうと思えますけども、頭の中にある自分はこうだよという考え方を持った、そういう人間を職員を作るような考えがあるかないか、ということの質問でございます。

そのまちづくり課を作れとか、その人が行ったからどうのこうのじゃなくて、やっぱり資質向上のためにねいろんな分野に部署変わって歩くと思う訳ですよ。

最初から最後まで同じ課にいる訳でなくて、けどもやっぱり役場に入った時点のそういう感覚が、最後までどっかで生きてくるんじゃないかと、ということでこの質問をしてる訳でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 いろいろ新入職員も研修に行ってます。専門的な分野では例えばB&G財団でやってる、これにも職員を一ヶ月派遣しております。

その中で一ヶ月も研修に行くと成長してきます。それが専門のとなるとどういうところがあるのか私方もちょっと分かりませんが、研修の中でもいろんな職員との交流の中で身に付いていく、或いは仕事の中でも付いていくものだと私はそう思っております。

9番 金 一義 私何でこういうことを言うかといえば、私もまちづくりをやってますまずね、その中にはっきり言いますが役場職員は誰一人来ませんよ。まずね、今回の日曜日であったんですけども、そういう考えで結局町長さんにもお願いして、もし参加される方がおりましたら云々ということで、お願いはした事実があります。

そういう形でやっぱりどこか寂しい感じがする訳です。昨年度もそうですし、まず誰一人として、写真撮る人広報の方は来ますよ。

ほとんど来る方はいません。非常に我々会員としても残念で、そこら辺を題材に頭の片隅に入れて今質問してる訳です。

全然空想でものを言ってる訳でなくて、そこら辺の考え方で自発的に動けるようなそういう職員をつくられないのかなってということで、こういう質問をしてる訳です。

町長 畠山菊夫 去年と今年と出ないと言われましたけども、以前は行ってあったと思います。違いますか。

9番 金 一義 前は来ておりました。ずっとこの中に来ていた人もおりました。

町長 畠山菊夫 コロナ禍の関係もあって、去年と今年そういうこともあったと思うんです。まるっきり行ってない訳ではないですけども。

9番 金 一義 俺あのくどいようだけでも、中年の方は来ておったんですよ。若い新採用の方はほとんど見えませんでした。ここにいらっしゃる方の名前言えるんですけども、それはまああれしませんが、結局、別にうちの方じゃなくてやっぱり積極的に関わっているまちづくりの方には行ってる人もいると思います。

それは分かります。でもまあ私方のやっていることに対しては、ちょっと泥の中でやる仕事なので、ちょっと作業上辛いかなっていう方もいると思いますけども、そういう意味でいろんな方との触れ合い出来るっていうことを、まちづくりの一つの良い点でないかと、結局いろんな方が来ております。

その中でやっぱり若い職員方が、私町の職員だと言わなくても、一人でに分かっていく訳であって、そういう形で将来やっぱり成長するんじゃないかと、ということでこういう話をさせて頂いてるところでございます。

結局、研修の位置付けとあって、先程町長も話してあったけども、人材育成ビジョンの研修の位置付け、まあ色々あるようです。

けども若い職員は自発的に、上からの命令だと今の社会はだめだとなってますから、自発的にここに何ある、ここに何あるというような形で、自分のこと言うとね、我々町の方から補助金を頂いて、まちづくりにしてる訳でございます。

そういうことでやっぱり一人でも二人でもそういう方々が、足を入れてもらえればということで、企業の場合は来ています。銀行さんとかの若い連中は手伝いには来てます。

来てくださいと言ってる訳ではないけども、そういう形では来てもらってます。

やっぱりそれに対して町長が言う訳でもないけども、やっぱり雰囲気、そういう雰囲気をね全体の中でモチベーションを上げていくのが、やっぱり職場の中の雰囲気じゃないでしょうか。

だからそこら辺をお願いして質問を終わらせて頂きますけども、最後にまず一言答弁をお願いします。芳香剤

町長 畠山菊夫 田んぼアートに参加するよという質問になってますけども、中々私からは直接言えないのが現状でございます。

ただ新入職員にいつも言ってることは、人は人と接して人となりますよってことは言ってます。

ですから多くの町民と接してください、ということも言ってます。以上です。

9番 金 一義 まず田んぼアートだけじゃなくて、全てのまちづくりの中に若い職員が土曜日、日曜日とかに参列するような、そういう形の雰囲気を作って頂ければ有難いです。

以上で終わらせて頂きます。

議長 伊藤秋雄 これにて、9番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 議席番号4番 北嶋賢子です。日本共産党です。  
今回は3項目の通告をさせて頂きました。1番から順に従って質問をさせて頂きます。駅東側の分譲開発を、私は町の総合戦略の改訂版を手にししました。人口増はこの自治体でも課題です。  
かつて藤里町に行った時のこと、切り絵作家の方から今年の子どもの誕生は29人と聞いて、それしか生まれないのと驚きました。  
この間、教育課に行って今年の小学校3年生は何人かって聞きました。23人と聞いてその藤里町のことを思い出して驚きました。  
7月7日に畑見に来ることになってますので、子ども達におみやげ持たす関係から、何人いるなかと思って聞いたら、23人ということで本当にこれまたびっくりしています。私は人口増のための良策は地の利の良いところに、安い分譲地だと思います。  
空き家対策でリニューアルも必要と思いますが、これから子育てをする若い夫婦は若い夫婦の感性は私達の想像以上だと思います。  
そして国道には駅東口の案内板も必要でないかと思ひまして、これを1番としました。  
次に2番です。特産品は地域おこし協力隊の活用を、今年も田んぼアートの季節が巡って来ました。コロナ禍の中でも、多くの人に晴れやかな気持ちになって欲しいと思います。  
いつも思うのが特産品のおみやげのこと、かつてのお年寄り達は冬場はワラ仕事为主でした。中川利三郎さんが健在の頃、創作館に立ち寄って、展示されていた民芸品を購入し、私共の機関紙に載せたところ、全国から注文が来て大変だった話を思い出しました。高岳山のお祭りは7月1日です。神社の大きな太いしめ縄を作るために、集落ではスゲ刈りをします。スゲを刈ります。  
ワラの無くなった今、そのスゲで民芸品が作れないでしょうか。と思ひました。  
5月の節句の笹巻は祖母の作る傍らで覚えまして。今ではJ A女性部の十八番になっています。  
今年は5月14日が5月5日に相当します。ワラ細工は祖父のそばで見ていたはずなのに分かりません。スゲ細工まで考えが及びませんでした。冬に作り置いた民芸品はすてきなおみやげになると思います。  
それでも30年にもなるんですけども、家からこれを持って来ました。ちょうど床の間に飾ってありましたので。  
でも30年たってるので解体したら、すっかり壊れてしまうと思うので一応これ何か役に立てばなと思って、創作館のどれかのお婆ちゃんを作ったものなんです。  
誰だったか忘れちゃったけども、そう思ってこれを持って来てみました。こういうのを作る人がいなくなったので、ですから地域おこし協力隊っていうのがおりますので、そういった人達に頼んだら、そしたらこういうことが出来るんじゃないかなと思って提案させて頂きました。  
もう一つは3番目農業問題です。RCEP（アールセップ）協定とは、ということで題しました。また新しい小文字が出てきたな、何だこれかと思ひました。  
先程、後継者の話も出ましたけれども、夫が亡くなって息子の代になって百姓止めるのかなと思つたら、やると言うんです。  
去年、横手から通って必死になって夫婦で農作業をして、今はもう任せることが出来るようになりました。田植え機械も8条です。乾燥機も籾み擦り機械も全部自分でこなしてこの一年間農業して、ああ一人前になったなあということでこれは後継者として一応ほっとしております。  
RCEPのことですけれども、4月28日参議院の本会議でRCEP協定の承認案が与野党の賛成多数で採択となりました。TPPは100時間も要したのに、RCEPはわずか8時間でした。  
RCEPとはアジアの地域包括経済連携自由貿易協定のことだそうです。アセアン10ヶ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15ヶ国からなっているそうです。  
輸入野菜、果物の8割がRCEP国から、中でも巨大な生産国は中国、1960年当時その当時10万tが今は434万tも入っています。特に中国産は安全性が心配です。割り箸の問題とかギョーザの問題がありますので安全性が一番心配です。

全農協労連の委員長は、「農業を犠牲にしてまで自動車産業を成長させるやり方に大きな疑問がある」とこのように言っています。

地球上で食糧難が叫ばれているのに、日本の食料の買いあさりや途上国への加害国となる危険も持っています。

北海道では関税を無くされては、農業に最大の影響が出ると反対を表明しております。これが北海道です。八郎潟町の農業とはあまり関係ないかもしれませんが、あれよあれよと国民が知らない間に通されては、恐ろしいと思う今日この頃です。

安全な食料は日本の大地から、これを心して今年も野菜作りをしています。身近なJAからもう少し農家の情報があつてはいいのではないかと思います、RCEP（アールセップ）の協定に関してを題してみました。

以上3つです。よろしくお願いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えします。

始めに、本町における宅地分譲は、平成10年に大道団地を最後に20年以上行っておりません。人口減少社会に加え、生活様式の多様化が進んでいる中での宅地分譲は、周辺市町村の状況や交通の便、就労の状況、生活の環境や利便性、分譲価格などといった住宅市場の動向を十分に見極めて慎重に進める必要がありますので、駅東側の宅地分譲は現段階では考えてはおりません。

次に、特産品は地域おこし協力隊の活用をということですが、かつて高岡小学校の跡地に農家高齢者創作館があり、地域の高齢者の方々が集まって郷土の民芸品として、わらぐつやミニ梵天などを創っていたのを記憶しています。

先程、議員がお持ちになってましたけども、大変貴重なものだったと思います。

議員の言われる民芸品だけでなく、どういった分野で活用するのが一番いい方向なのかも考えながら、専門的知識を有した地域おこし協力隊の確保に向け、検討をして参りたいと思います。

3問目のアールセップについてですが、参加国はアセアン10カ国、日本、中国、韓国、ニュージーランドの計15カ国で形成され自由な貿易を進めるための協定です。

参加国全体で工業製品、農林水産品含め91%の品目に関税が撤廃されていきます。

アールセップの2030年までのGDP押し上げ効果について中国・韓国・ブルネイ・日本の効果が突出していると言われていています。

中でも中国が最もメリットが大きいのと言われ、アールセップは中国が中心の世界最大の自由貿易圏と言われていています。

日本は関税が撤廃されればビジネスチャンスが広がるなどのメリットがありますが、安い製品や農林水産品を輸入することになることや、知的財産権の侵害や粗悪な品が入ってくるなどデメリットもあります。

議員の言われるとおり、日本の農家の皆さんには安全で安心な食料を作ってもらいたいと思います。

4番 北嶋賢子 有難うございました。駅の東側にこだわっているのは、私はよく電車を利用します。

駅東側に車を止めて、そして秋田で買い物して、いつだったか電車で行ったんだけど、時間が推してそして能代の人に駅まで送ってもらいました。

その時にその人はいつもは正面より通らないんだけど、裏側から入って来たんですね。そしたら裏側の方がすごく明るいんですよ、ホームも明るいしもうすごく裏側の方も明るくて、拓けてるんです。

こんなところがあるんだと言われました。ですからもっと駅を利用するのに、やっぱり国道に駅東口というような看板みたいなものがあつてもいいんじゃないかなと思います。

そして地の利なんですけども、私は地の利を考えて次男坊を県道追分に家を建てたんですけども、でもここも負けないと思います。

インターがあつて国道があつて駅があつて、ここもやっぱり最高の地の利があると思います。そして今、田んぼも安くなっているので、空き家をリニューアルするのもいいかもしれないけど、私らの年代ならいいかもしれないけども、若い人達の感性というのはすばらしい家建てるんですよ。

だからそういった若い人達を呼び込むのにも安い分譲地で、町の給食費も無料なものだから子ども達、若い人達に来てもらうためにもと思ひまして、そして駅東側を提案させてもらいました。

それから特産品なんですけども、私達のグループは高岡フラワーベジタブルと言います。その名前は国際教養大学の学生さん達と創りました。

それで高岡さん地域を野菜と花とそして利用して、地域を元気にしようということで創った団体でした。ところが高岡山麓の近藤さんの梅もがしてもらったり、梅干し作ったり梅ジャム作ったり、そして後梅のジュース作ったり、こういうことを3年やりました。

そして地域の人達を呼んでバーベキューをしたり、浅野梅若会を連れて来て歌を披露したり、そういう風にして本当にこの3年間は楽しい3年間でした。

ところが国際教養大学というのは、留学制度があって4年生になれば留学してしまいます。家にも雄和のすごい不便なところだから、駅まで迎えに行ったら来ればそれぞれの皆んなの家に分宿してました。

家にも広島と神戸と仙台の女の子が来れば、泊っていったんですけども、そういう人達が留学で結局3年で頓挫してしまいました。

さてどうしようかと思ったところに、学校給食の話があってじゃあ野菜作り始めようということで、それで野菜作りを始めた訳です。

ですから何と言うのかな、地域おこし協力隊の先駆者というのかな、本当に大学生達が来て村の中が元気になりました。

ですから大学生でもいいし、そしてこの民芸品をどっかでもた作ってると思います。

年寄り方がこれは創作館から買ったものなんだけども、誰かのお婆ちゃんが作ったものなんだけども、だれだれもこういうのを作れるのはどっかにあると思います。

ですから地域おこし協力隊の人にやっぱり募集か何かして、作ってもらってまた私等に作り方を教えてもらえれば、田んぼアートに来た人にすごくいいお土産になると思うので、提案をさせて頂きました。

アールセップの問題は何これって本当にこの横文字が出てきたときには驚きました。

また新しいのが出てきた、自分達の知らない間にどんどん進んで行くのを思うと、やるせないような気持ちが起きます。

もう少し農協にしっかりしてもらって、そして情報があったら農家に情報を知らせるような形にして頂きたいと、欲しいなと思ってます。

以上3項目の質問をさせて頂きました。補足させて頂きました。有難うございます。

終わります。

議長 伊藤秋雄

これにて、4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

次に、11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平

議長、マスク外していいですか。

柳田裕平でございます。よろしくお願ひいたします。

私は今回表題で一つだけの質問でございます。表題は6か所から1か所になった選挙投票所についてでございます。質問の中では選挙管理委員会を選管に省略させて頂きます。それから選挙投票所については、選挙管理委員会が決めたことですので異論はございません。

ただ、投票所が1か所になったことで、町民への説明が足りないと思われることがありましたので、選挙事務局である町当局から出来る範囲でお答え願ひたいと思います。

それでは質問に入ります。令和元年の12月定例会でも、この投票所についての質問をしております。

その時は、突然の決定・発表でしたので、話し合われた発端から決定までの経緯と、どのような考えに基づいてなのかなどをお伺ひしております。

選管事務局である町当局からは、合理的な投票所を目指して積極的な議論を進めるために町民や町議会など周りの意見を伺うことはなく、その結果として「はちパル」1か所に決まったとの答弁でした。

具体的には期日前投票の増加、投票立会人の確保が困難、投票所の利便性向上などをその理由に挙げておりました。

また、高齢者の安全安心につなげるため、投票所までの送迎サービスも実施されていきました。

投票所を1か所にしてからですが、令和元年7月の参議院選挙、令和2年8月の町長選挙、令和3年4月の県知事選挙が実施されております。

投票者数と投票率では、その全ての選挙において残念ながら前回選挙よりは下回っていったようです。

特に町長選挙では、18歳から20歳の若い世代と85歳以上の高齢者層で投票者数

・投票率が下がっていたのが際立っていたようです。その点では、改善に向けた取り組みが必要であるとの考えでございます。

そこで本題ですが、今までの経緯から投票所ことが3回の選挙ではどのような影響があったのと受け止めているのか、また投票所の在り方も含めて今後の取り組みをどのように考えているのかなど、町民の知りたい肝心なところの説明がなされていないように思われますがどうでしょうか。

既に決まったことですので異論はございませんが、選管としての考え方をしっかりと町民に伝える必要があるのではとの考えでございます。

また、町長選後の令和2年10月でしたが、魁新聞が「期日前浸透、5割超」との見出しで町長選での投票所について取り上げておりました。

その中で選管事務局の談話として「状況が大きく変わらない限りは当日投票の増設は難しい」とありました。

また、今後はせめて期日前投票でも無料送迎を行うか、町東部に期日前投票所を設けるなどの工夫がなければ、投票率が下がっていくのではとの町民、70歳代男性の心配する声もありました。

私の考えですが、選挙権は有権者に与えられた権利であります。投票しやすい環境づくりに努めて、より多くの方から投票を行使していただく、その結果としてあらゆるところに民意を反映させるようにすることが大事であると考えますがどうでしょうか。

投票所を1か所にしたことで解決したではなく、先々を見据えての話し合いを続けていただきたいとの想いでございます。

そこで選管の考えが町民に伝わるように、議会だよりで周知いたしますので、選管事務局である町当局にお伺いします。

第1点、投票所が1か所になったことで、その後の選挙への影響について選管としてどのように受け止めているのでしょうか。

第2点、投票者数と投票率を上げるために、選管としては具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。

第3点、選管で決まったことや話し合われたことで、重要な事項については選管事務局である町当局の判断で町民に周知することはできないのでしょうか。

これも町当局としての役割ではと考えますが、どうでしょうか。

答弁よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 選挙管理委員会事務局である私から答弁させていただきます。

まず一つ目の投票所が1か所にしたことで、その後の選挙への影響と選管としての受け止めは、という点についてであります。

まず始めに全国的な投票率の推移を見ると国政、地方選挙に関わらず年々下落している状況であります。

有権者の自由度が広がった2004年の期日前投票制度の導入により、全体投票率の下落幅を食い止めている状況とも言われております。

投票区・投票所を1か所にしてからの3つの選挙の投票率は、令和元年参院選が65.6%、全県5位。参考までに五城目町が60.02%、井川町が59.81%でした。

また、今年4月の知事選が60.4%、全県で10位。五城目町が55.49%、井川町が59.34%でありました。

令和2年の町長選につきましては、71.8%の投票率となりましたが、町民が最も関心のある選挙であるため、その時々選挙戦により、投票率の変動はあるものと考えております。

ちなみに、今年2月の五城目町長選は69.58%でありました。このようなことから投票区・投票所を1か所にしたことで投票率への直接的な影響はないものと分析しております。

二つ目の投票者数と投票率を上げるために、選管としては具体的にどのようなことを考えているか、というご質問についてですが、投票率向上につきましては、明るい選挙推進協議会が行っております啓発活動の充実を図りながら、今後も継続してまいります。

また、投票日当日に実施している投票所となっている「はちパル」までの移動支援につきましては、例えば期日前投票期間についても、タクシー等による送迎を実施するなどといった見直しを検討し、全体投票率の向上に繋がりたいと考えております。

三つ目の選管で決まったことや話し合われたことで、重要な事項については町民に周知することはできないか、とのことでございますが、例えば投票所が6投票所から1



投票所に変更したことや、投票所までの無料送迎をすることなど、これまでも有権者に関わることにつきましては、町広報等でお知らせしておりますので、今後も随時広報等ホームページでお知らせして参ります。以上です。

11番 柳田裕平 答弁どうも有難うございます。一応議会だよりの中では、出来る限りの内容で報告させていただきます。

再質問ということで、ちょっとお伺いしたいと思いますが、昨日のこの議会の資料を拝見しましたら、5月27日に明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会の合同の総会が開催されたことが載っております。

この明るい選挙推進協議会というのは、私の記憶では選挙のたびに投票の棄権をなくしましょうと、投票しましょうと町民に呼び掛けるような記憶がございます。

ところが選挙管理委員会の今回の決定は、それに若干逆境するような選択をされているんじゃないかと私は考えておりました。

と言うことでちょっとお伺いしたいのは、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会のこの関係というか、そこら辺の分担というのはどういう風な関係なのか、ちょっと教えもらいたいということと、それからもう一つがこの選挙管理委員会の中で委員長さんと副委員長さんがおりますよね。

その他に委員が2名か3名がおって、選挙管理委員会というのは4名か5名ですが、またその下の方の組織として選挙管理委員会の補助員ですか、何か名前よく分からないけども、そういう方々が5～6人いる、この二つの上と下がどのように運営されているか、組み合わせられて活動しているのか、そこら辺をちょっと分かたら説明をいただきたいなど、今後の私の参考にしたいので、そこら辺私の頭の中に入らなかったものでこの際、聞いておく必要があるかなと思ってお伺いしました。

それから新聞記事を先程取り上げましたが、その中の記事で状況が大きく変わらない限りは、当日投票所の増設は難しい、という表現を使っておりました。

私から見れば、この状況が大きく変わらないというところが、中々つかみどころがないので、どういうことを言っているのかなど、逆に考える訳でございますが、私の考えでいけば必要な状況になれば増設も考えます、という意味なのかそこら辺の事務当局の方の感覚でちょっと分かたら答弁願いたいなど、難しいと思いますが。

それによって大分町民の受け方も違って来るんですよ。これで終わりにしないよとこの後もこういう状態になれば、どんどん考えますよという考えなのか、もうこれで決めたんだから、これ以上のことはよほどのこと、よほどと言うのがちょっと気に係るところなんです、これで行きますよという感じに受け止めるのか、これによって大分違うこととなりますので、そこら辺の考え方を説明出来るのであれば、説明いただきたいということで、再質問よろしくお願いたします。

まず分からなければこの後の委員会でもいいので、説明していただければと思います。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。

まず始めに、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会との関係性についてでございます。5月27日にそれらの合同会議を開催しております。

選挙管理委員会につきましては、選挙が公正・適正に行われますように事務を管理し、選挙の投開票、名簿の作成・管理といったところが、選挙管理委員会の役割りだと思っております。

一方、明るい選挙推進協議会の方は、選挙違反のないきれいな選挙が行われることを、有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、投票に参加出来ることを目標に活動しております。啓発活動とかそういう風なものを行っておるところでございます。

次の選管の組織の中でですが、議員言われましたとおり、選挙管理委員会の委員長他3名の委員がございます。

その下にも補充員、数字後で委員会の方でお答えしますが、補充員もおります。

今答えられるのはそこまでです。すみません。

あと新聞報道であった状況が大きく変わらない限りという点につきましては、答弁の中でも言いましたが、期日前投票が導入されてからは全国的にも期日前投票が上昇している、一方その当日投票が投票率が下がってきているというのは、全国的な調査の中で示されておるところでございます。

そういったことから今現在本町におきましては、50%以上が期日前での投票率となっていることから、状況が大きく変わらないというのはそういったところで、例えば、町民の皆さんから、どうも1か所ではこのままでは投票しづらいとか、そういう風な声が大きく上がってきたことを言ったものではないかと、私的にはちょっと考えて

おります。以上です。

- 11番 柳田裕平 どうも有難うございます。今後のことを考えればいろんなことをまた研究していただきたいという意味合いもございますので、例えば湖東病院を使う方法はないのかとか、他の自治体でも実例があるそうですが、移動投票バスこれを回すという方法も新しいような形で考えてもいんじゃないかなという、これ私個人の考え方でございます。  
そう言うものも含めてくだいようですが、投票所を1か所にして一件落着でなく、先々を見据えた展開をしていただきますように期待して、私の質問を終わります。  
どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
それでは、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。  
( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き、再開いたします。  
なお、7番 村井昇君から午後から欠席の届けがありました。  
それでは2番 小柳聡君の一般質問を行います。

- 2番 小柳 聡 2番の小柳です。今議会でもラストバッターを務めさせていただきます。  
今回はテーマを二つお持ちしまして、新型コロナワクチン接種における課題と少子化時代における部活動の在り方について質問をしていきたいと思っております。  
まず始めに、新型コロナワクチン接種における課題は、という表題でございますけども、3月議会でもワクチン接種について私質問をいたしましたけども、高齢者向けのワクチン接種が始まったことにより、新たに浮かび上がってきた課題もあるものと考えます。  
自治体としてより良い接種体制を構築することは、高い関心を持っている町民の皆様にとっても、安心の材料になるかと思っております。  
私もコロナワクチン接種開始日に、会場にお邪魔させていただきましたけども、集団接種初日としては、ある程度上手く回せていたのではないかと感じました。  
もちろんその中で見えてきた課題もあったのではないかと推察しておりますけども、町民の方にとって関心の高いテーマをなるべく多く取り上げて参りたいと思っております。  
昨日の行政報告でお伝えいただいた点と、若干重複するかと思っておりますが通告に基づいて進めて参りたいと思っております。  
まず最初に、高齢者接種を完了する時期の見通しをお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
本町のワクチン接種については、これまで男鹿・潟上南秋医師会と政府目標である7月末完了に向け調整中の状況であります。男鹿みなと病院のクラスターの発生などもあり、地元医師会だけでは同月の完了は難しい状況であります。  
そのような状況回避に向け、五城目町と2町で秋田県医師会、小玉会長を訪問し、新型コロナワクチン接種における、医療従事者の派遣に関する要望書を提出し、協力を求めているところでございます。

- 2番 小柳 聡 まず今求めている段階というところで、国の要請で7月まで終わられるように調整中と、もちろん我が町を含む11自治体が返答していることを、新聞等で確認しております。私の母も予定日がもう8月になっておりますけども、この8月に予約をしている人がいるという前提のもとで、どのような体制で接種を前倒して行こうと考えているかというところを、方向性としてでもいいのでお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 今後の県医師会による医療従事者の派遣状況にもよりますけども、現在、1日の接種者数は平日で150人、土曜日で210人として実施しておりますが、1日当たりの接種者を30人ほど増やし、さらに当初8月に予定していた4日間の接種を、7月に実施出来ればと考えております。

- 2番 小柳 聡 はい、有難うございました。810人おそらく1クール平日4回、土曜日1回でおそらく810人回したのかなというところは推察するんですけども、昨日の行政報告で約

2, 100人の方が予約をしているといった中で、多分じゃあ2回目を含めると1,600人位おそらく2クールで終わると、3クール目というのが8月なのでおそらく500人前後が残っているのではないかなと、現時点ではそういうことですけどもそれを1日の枠を広げた中に組み込むというのと、8月の4日分を曜日を7月に前倒しするという認識かと思えますけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

町長 島山菊夫 その通りでございます。

2番 小柳 聡 有難うございました。理解いたしました。  
それではちょっと話を変えまして、現在までに当日にキャンセルが出たという例はどの程度あったのでしょうか、というところをお伺いします。

町長 島山菊夫 5月22日までの第1クールの予約者810人のうち、前日までのキャンセルが3人当日の発熱等によるキャンセルが2人おりました。  
キャンセルした5人分のワクチンについては、キャンセルに備えて事前に把握してるキャンセル対応者から、会場に来ていただき接種しております。

2番 小柳 聡 こういう風なのを取り上げたのは、報道などではキャンセルが出た場合の対応が取り上げられる事を目にします。廃棄をしたら当然のように問題になりますし、余ったワクチンを誰に打ったかという事実も、それはそれで問題となる傾向にあります。  
私が考えるには、一刻も早くワクチンを接種したいと思っている方がいる以上、キャンセルが出てもワクチンを無駄にしてほしくないのは当然であり、キャンセルが出た場合には、このような順番でこのような人に回して行く予定です、という意思表示を明確にしていれば、町民の方はもちろん多くの人にご納得いただけるものと考えます。  
接種会場で対応している職員や、5時頃にいつでも駆付けられるとするならば、子ども園や学校の先生でも構わないと思います。  
もちろん65歳以上の未接種の方でキャンセル待ちの方がいれば、それを確認し連絡後速やかに駆付けられる環境であれば、そういった方々を優先しても良いと思います。  
先程、5人の方が滞りなく行ったといただきましたけども、当局としてキャンセルが出た場合の対応は、優先順位をつけて意思表示をすべきではないかなと考えますが、その点に関していかがでしょうか。

町長 島山菊夫 急なキャンセルに備え、事前に第2クール以降の接種予定者にうち、即時接種が可能で、年齢が上の方を優先して確保しながら対応することとしております。

2番 小柳 聡 年齢が上の方から優先的という話がございますけども、それは今後も継続してそういった方向性で行くといった認識でよろしいでしょうか。

町長 島山菊夫 急なキャンセルに備えれば、そういう方向で行きます。

2番 小柳 聡 ではその方がもしただめな場合備えて、例えば介護職員であったりとかそういった方々に優先順位をつけて、希望しますかということを進める気はありませんか。

町長 島山菊夫 あくまでも急なキャンセル対応ということで、ワクチンが無駄にならないようにという対応で、そのように措置しております。

2番 小柳 聡 はい、分かりました。それでは申し込みに関してちょっとお伺いしていきますけども、受付と同時に最初は電話が殺到したと聞いておりますけども、申し込み方法は基本的に電話予約がメインであったと思います。  
申し込み方法に課題等はなかったか、また若い世代が増える一般接種予約においては、インターネット予約を加えてはどうか、というところをお伺いしたいと思います。

町長 島山菊夫 65歳以上の予約は電話予約のみとしておりましたが、この後の64歳以下の接種予約につきましては、電話予約に加え、インターネット予約も実施して参りたいと思います。

2番 小柳 聡 これは非常に有難いお言葉をいただいたと思っております。  
次に、バスの利用についてお伺いします。バスの利用者はどの程度であったのかなと

いうところ、私が思うに駐車場スペースが限られている中で、これは最初は一日市地区だった理由もあるでしょうけども、バスの希望者が案外と少なかったように感じました。それで送迎に関してバスを出しておりましたので、少数であれば私は公用車を複数台で対応するという風な方向性を持って行くのがいいのではないかと思いますけども、そこに関してはいかがでしょうか。

町長 島山菊夫 まあ議員おっしゃる通りだと思いますけども、申し込みの時バスの利用者は10人に満たない日もありました。接種後の送りについては、待機時間の状況を見ながらバスではなく、公用車に切り替えて対応をしております。

2番 小柳 聡 これはじゃあ地区が面潟地区になったら、多分もしかしたらバスの利用者が増えるかもしれませんが、まずある程度はそういったことに対しては、公用車の使用を増やして行くという認識でよろしいでしょうか。

町長 島山菊夫 基本的にはバスも利用しますけども、議員がおっしゃった通り少人数の場合はやはり公用車で対応して参ります。

2番 小柳 聡 これはですね、まあ大型車というのは広いというのは勿論なんですけど、ただその運転の安全性とか効率性を考えて公用車にしたほうが良いのではないかと、ということをお願いしたかったものでございます。

次にですね高齢者接種から順調に一般接種へ移行する場合に、休日接種を希望する方が増加することが予想されます。

3月議会では夜間での接種はなかなか難しいというお言葉もありましたが、休日接種時間の拡充も検討しつつ、平日接種に協力いただける方には、休日接種よりは早く接種できる可能性がある旨の文言を入れて、平日接種への協力を促してはどうか、というところをちょっと、これは休日殺到するので平日接種を呼びかけて行く方向性をお伺いしたいと思います。

町長 島山菊夫 議員言われる平日接種につきましては、この後の課題と捉えておりますけども、現在一般接種の日程等については未定となっております。

今後より良い接種に向けて、検討して参りたいと思います。今ここではどういう風にしてやるかということは、ちょっと申し上げることは出来ません。

2番 小柳 聡 すいません。ちょっと言葉足らずで大体平日2日、休日3日、平日3日、休日1日と、そういう割合で多分おそらく推移して行くと思うので、ある程度平日接種の方に促して行くのがベストかなと言う風な意味合いでお話しをしました。

実は予防接種休暇を導入する企業も増えているので、平日接種を協力いただく体制づくりというものは、進みやすいのではないかなと思ひまして話題にさせていただきました。

それでは一般接種における64歳以下の案内は優先順位を付けずに一斉案内をするのか、もし優先順位を付けるなら、どのように案内するのでしょうか、というところをお伺いします。

町長 島山菊夫 64歳以下のワクチン接種の優先順位は、厚生労働省では基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、それ以外の方となっております。

しかしながら、基礎疾患のある方については、自己申告になっており、対象者がどれくらいになるのかわからないのが実情です。

また、優先順位を定めた場合は、接種日においてワクチン接種人数の確保が出来るのか、接種の効率性を図る意味では課題もあります。

このことから、厚生労働省で示した優先順位を基本とするものの、現状に適した効率的なワクチン接種も検討する必要があると思っております。

2番 小柳 聡 自己申告はあった場合はある程度尊重されるという意味合いでよろしいでしょうか。

町長 島山菊夫 自己申告もどういう風に審査をするのかは、ちょっと今の時点では私分かりませんが、担当者分かりますか、自己申告の場合。

議長 伊藤秋雄 加藤保健課長。

保健課長 加藤宏 小柳議員の質問にお答えします。自己申告というのは、町では64歳以下全員の健康状態は把握しておりません。

そしてその自己申告によって、基礎疾患というのは色々な種類がありまして、例えば高血圧といった肥満も含まれます。そういったものも全て自己申告によって報告されることでありますので、その申告がなければ優先するということはこちらでも決め兼ねますので、あくまでも自己申告によるものを待った上で、対応したいと思っております。

2番 小柳 聡 自己申告を待った上で対応、というところを申告したらある程度はという認識をいたしました。接種における一連の流れは、会場を見て思ったんですけども、会場の特性を活かして動線が出来ていたようにも感じました。

予診票への記入の確認、保健師による体調確認これは4人位、持病の確認を経て、医師の問診これは2人でしたけれども、でワクチン接種これは4人体制でやっておりました。こういった流れがある程度スムーズに出来ていました。

一方でその後の観察スペースが若干ではありますが、混み合う傾向にあったと感じました。15分から30分程度の観察時間が曖昧なせいなのか、乗り合わせで来ている方を待っていたのか定かではありませんが、そのスペースに集中する傾向にあると感じました。

まだ初日だったからかもしれませんけども、接種対象者が予約時間よりもだいぶ早く会場入りする傾向にあるようにも感じました。そういった点はその後に改善されているかもしれませんけども、第1クールを終えて見えてきた課題等があればお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 第1クール1回目の接種を終えて、今日から2回目の接種が始まります。

概ね順調に流れましたが、初日において接種後の待機ブースで待ち時間が長いなどの声があり、翌日配置人数を増やしたことにより解消しております。

また、急なキャンセルにも対応ができ、ワクチンが無駄になるとことはありませんでした。今後も現場の状況を確認しながら迅速な対応に努めて参ります。

2番 小柳 聡 ワクチンが無駄にならずによかったなと思います。

私ちょっと思うのが、車イスなんかも5台位用意しておりましたけども、それなりに使われているようにも感じました。

高齢者接種はノウハウが構築されてきたものと思いますが、一方で一般接種に切り替わった際にはまた違った課題が出てくるかもしれませんので、そういった経験を基に適切な予測をして、町民の皆様がより良い安心安全な接種体制を構築していただきたいと思います、というところでこの話題は閉めたいと思います。

次の話題に移ります。少子化時代に沿った部活動の在り方を、というテーマでございます。4月25日、あきた魁新聞の特集記事で「少子化、細りゆく部活」という記事が大きく掲載されておりました。

中学校の春季大会が行われるタイミングで取り上げられており、それは少子化を背景に部活動が縮小しているといった話題でありましたが、八郎潟町にとってもまさにタイムリーな話題であると考え、当町としての課題を共有したいと思ひまして、この一般質問の場で取り上げることにいたしました。

八郎潟中学校では現在の3年生までは概ねの期間は2クラスで推移しておりましたが、現在の2年生以降は今後1クラス、30人前後で推移していくことが現実となりつつあります。

生徒が減ってくるということが一番の問題ではありますが、それに付随してクラスの数が減少することによって先生の数が減ることから、過去と比較するならば部活動の数は減少していないのに、先生の負担割合は増加している可能性があります。

それならば部活動を減らせばいいのではという意見もあるかもしれませんが、希望する部活動が中学に入学するかという段階でその学校にないと判断すれば、スポ少で頑張ってきた生徒は違う選択肢を模索することになります。

具体的に言うならばクラブチームに入るか、希望する部活動に力を入れている学校に転校してしまうというようなケースも選択肢になっているのが現実です。

部活動の存在が学校選択にも少なからず影響を及ぼすことがある、という事実も認識として持っていたいただきたいと思います。

そして今まさに総体が終わることによって、2年生・1年生による新チームがそれぞれ

れ6月の後半からスタートを切っていく訳ですけども、そこにどのような課題があるのか、それに対応できる処方箋はあるのか、近隣で同じ課題があるのであれば、そこに連携できる選択肢があるのか等いろいろな視点で考えていきたいと思えます。

まず今置かれている状況にある程度整理したいと思えます。

新チームに移行した場合、伝統ある野球部においても現状の部員が残ったとしても野球部は5人となり、試合が出来る人数を単独チームとして組めないことが読み取れます。

周りを見ても近隣の井川や五城目でも同じように2学年の新チームでは単独チームで試合が出来ないといった事態になりそうです。

地域で一番応援をいただきやすい野球というメジャースポーツにおいても、そのような現実が控えております。

私の息子も所属し京極議員に外部指導者として携わっていただいている男子バスケットボール部も、新チームは5人で活動していかなければいけません。

交代枠ありませんので、仮に怪我や病気で休む選手が出れば試合が出来ない日々が続きます。

一方で周りを見回しても人数が潤沢なチームはありません。昨年は井川義務教育学校が部員不足で新人戦に出場出来ず、今年9月に行われるであろう新人戦でも試合が出来る人数に満たないチームが当地区から生まれます。

他の競技でも近隣の状況を調べると、ポツポツと同じような事例が出てきます。

こういった状況を踏まえて私の考える目指すべき方向性を結論として、最初に申し上げたいと思えますが、地域間で合同チームを柔軟に作れる体制、これは合同練習を含めた体制を取っていただきたいという点が一点、スポ少から部活動への接続を早期に移行出来る体制づくりも構築してほしいという点です。

まず事実関係をお伺いしたいと思えますけども、過去に八郎潟中学校における部活動で、合同チームとして他の学校と連携した例は過去に何件あるでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。

私の知る限りでは、過去に八郎潟中学校が合同チームとして大会出場した競技種目はないと思えます。

2番 小柳 聡 試合に出場したことはないということでしたが、じゃあ部員が少なくて合同練習等していたという例はあるでしょうか。

教育長 江島廣 今のご質問については私の把握してない部分でありますので、大変申し訳ありません。

2番 小柳 聡 はい、まずじゃあ分かりました。いざ合同チームを作るとなれば、課題も少なからずあると思えます。学校の理解というのは勿論、主会場の選択に始まり、実際に生徒の移動手段や双方のチーム指導者の対応を、どのようにするかも問題となるかもしれません。

また、新一年生を迎える際に一方だけが人数が揃った場合に、単独チームに戻したいという発想になることも理解は出来ます。

私は予め一年間を見通して、チーム事情がこのように変われば私達はこのようなスタンスを取ります、ということをお互いに共有した上であれば、合同チームを積極的に進めることが広域的な連携に繋がるものと考えますけども、当局として合同チームを希望する部活動あれば、それを認めて行くのかというところが一点、認めるのであれば留意すべきポイント等があれば、お示しいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

教育長 江島廣 今の時代、部員数が少なく学校単位で大会出場が出来ないところが増えてきております。どこの学校でも認めていくべきものと思われれます。教育委員会としても生徒・保護者が強く望むのであれば、そうしていただきたいと願っております。

合同チームとして大会出場するためには、秋田県中学校体育連盟が定めた規約に合わせて申請するわけですが、競技種目によっては少しばかり違いがあるようです。

基本的には、男鹿潟上南秋中学校体育連盟内の学校同士であること、両学校どちらにも学校管理下内に当該部活動が設置されており、監督が付いて活動していること、個人戦に出場できる競技以外であること、本町では野球やバスケットボール競技が該当になります。

そして、どちらかの学校の監督が試合で指揮をとることが決められていることと、保護者・生徒の同意、両校の校長同士が承諾していることが必要です。

両校それぞれに大会出場への部員数が満たない場合は、両校の校名での合同チームとなります。

また、部員数に満たない学校が満たしている学校から選手を借り受けて参加する場合は、借りる側の校名で参加することとなります。

2番 小柳 聡 まず認めて行くべきというところをお伺いしました。校長が承諾するというところもそうですが、これはちなみに教育委員会としては、ある程度その合同チームを組むというのは、当事者間にある程度お任せした上で、それは合意があればいいということですね。

教育長 江島廣 この件に関しては、委員会で関与する事案ではございません。学校同士で決めることであります。

2番 小柳 聡 有難うございました。理解しました。  
そこで並行して考えていただきたいのが、6年生でスポ少を引退してから中学1年になるまでの移行期間です。  
先に述べたようにこれからの新チームは、どの部活動も潤沢な部員がいるチームは少なくなります。

現行では4月に春季大会、6月には最後の地区総体と続き、新年度が始まって約2ヶ月半後には最後の大会を迎えます。実際に今年の春季大会でも、1年生が出場しているケースがありましたし、今まで以上に1年生力も頼らざるを得ない状況になっていくことがある程度予測できる中で、その1年生が総体で力を発揮できる環境になるには、私は3カ月弱の期間では難しいのではないかと考えます。

最初に現状の体験入部期間についてお聞きします。入学から約1週間は体験入部期間として設定されております。原則として5時半までの参加となりますが、学校生活に慣れさせるためにという期間であることは重々承知をしておりますが、そこに物足りなさを感じている生徒がいることも、周りの声を聞く限りでは一定数存在します。

例えばですが、入部する部活動は決まっているので最後まで参加したい、という生徒の希望があればそれを汲み取って選択制として、それを形にすることが出来るのならば頑張りたい部員のモチベーションアップと部員数の少ないチームにとっては、少しでも即戦力の育成に繋がるものと考えます。

体験入部制度そのものの方針については、勿論理解出来るんですけどもこういった状況を踏まえて、一部でも良いので見直しを検討していただきたいと思うんですけども、体験入部制度の条件緩和を検討いただけないでしょうか、というところをお伺いします。

教育長 江島廣 現在、中学校入学後部活動紹介を経てから、1週間程度の体験入部期間を設定しております。新生生には無理にならないようにと5時半ころまでの活動としております。

中には物足りなく感じている生徒も少なからずいるものと思われまます。この活動は中学校の学校管理下内の活動として計画されているものです。

議員が提案する希望者に、もう少し長い時間体験できないかということについては、可能なものかどうか学校に相談をかけて見たいと思います。

2番 小柳 聡 是非、相談していただきたい事案でございます。よろしくお願ひいたします。

お隣の井川義務教育学校では、体験入部期間とうのは12月に設けており、12月頃から部活動に入部することが可能だそうです。

一つの校舎の義務教育学校だから出来る、というお言葉もあるかもしれませんが、併設校となった今、八郎瀉小学校・中学校でもそのような移行は以前より出来るようになったものではないかなと感じております。

スポ少から部活動に変わるにあたって、例えばミニバスをやっていた選手は、中学になればミニという冠がなくなり、ボールの大きさやリングの高さも変わり標準のバスケットボール競技へと移行します。

そういった環境の変化に慣れていく期間を予め設けられることが出来るならば、さらに技術面でも底上げに繋がってくるものと考えます。

例えばスポ少引退後は中学校の部活動の先生と相談して、柔軟に練習参加が出来ることを可能にすることなどが出来れば、人数が増えることで出来る練習メニューが増えたりもしますし、生徒にとっても新たな環境で刺激になるものと考えます。

スポ少を引退してから中学に入学するまでの移行期間における、部活動への参加を柔軟にして欲しいと考えますけどもいかがでしょうか。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。小学6年生がスポ少を終えてから中学校への入学まで、結構長い期間になっていることは承知しております。中学校の活動に支障がなければ、早く一緒に活動させたいものとも考えております。

しかし、これを実現させるためにはある程度の条件整備が必要となります。1点目は指導する中学校側の監督並びにコーチとの了承を得ていること、2点目は、中学校部活動内での小学生の活動は学校管理下外となるので、現在、スポ少で加入済みの保険とは別種類のスポーツ安全保険に加入しておくことが必須となります。3点目は、校長の承認をいただくということになります。

井川義務教育学校の例をお挙げいただきましたが、議員の提言していることと同じような考えのもとで取り組まれているようです。具体的には、小学6年生の活動は仮入部という形をとって5時半ころまでのようです。

正式には4月に入部決定することにしていただいているようです。また、違う部活に入部してもいいようです。義務教育学校は一つの学校なので、小・中学生が一緒に活動をする計画を立てて、学校管理下内として扱うことが可能なようです。

2番 小柳 聡 有難うございます。一点目で中学の監督・コーチ、二点目で部活動の管理下外というところで、ちょっと今保険の話されたのでスポ少などで入っている保険も私存じ上げておりますけども、これちなみに学校のPTAの保険でこれ適用になるんじゃないか、管理下外という名目あったので、これ該当になるんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

教育長 江島廣 今保険で入って対応してるものについては、その団体の活動という風に限られております。私が提案した別の保険というのは、若干もう少し値段上がりますけども団体の活動、それから個人の活動両方に適応しているという、そういう保険でございます。

ですので、同好会であった今現在もそうですけども、バドミントンとかのレイクジュニア、そういうところは学校管理下外の活動ですので、その別の保険に最初から加入しております。

そうした場合はケガとかそういう補償はあると思います。あと学校で入っている保護者の方々いろんな活動の中の保険については、その管理下外のことについては小学生が中学校のところで一緒にやってケガをした、あるいは別の場所で他の団体と一緒にやってケガをした、こういう場合の適応かどうかについてはもう少し詳しく調べてみないと分からないと思います。以上です。

2番 小柳 聡 実は保険の方にちょっと確認したところがございまして、いわゆる今スポ少、レイクジュニアとかで入っている保険会社さんにちょっと問い合わせはしたんですけども、それは確かに個人の活動というところで、これ三カ月間位出来ないものですか、と言う風にも問い合わせしてみたんですけども、それはちょっと出来ないということで1年間の契約を求められる形でございました。

今じゃあPTAの生徒が加入している保険、これは結構僕は適応出来るのではないかなという認識なんですけどいかがでしょうか。

教育長 江島廣 そのことについては私ちょっと分かりませんが、学校の安全互助会の保険ですので、もしかすれば適応なるかもしれませんが、その活動内容そのものが認められたものであるかどうかによるんですね、全て。

いわゆるPTA互助会の方の学校管理下外の部分というところは、微妙なところがある訳ですね。実際は外で遊んでいて、指導者が付かないでそして例えばサッカーゴールとか倒れたりしてケガをなさったその補償、そういうものについては若干先生方の責任じゃなくてですね、安全互助会から出る場合もあるようです。

ただ中身のことは、保険会社さんの方にしっかり詳しく聞かないと、ちょっと分からない部分です。すみません。

2番 小柳 聡 実はですね、その保険会社PTAなどは2年位前から切り替わったんですけども、その時に私もちょうどいたもので、それはちょっと該当になるのではないかなといったところもございました。

ので一応報告として付け加えておきたいと思います。

次の話題に移ります。最後に教員の負担軽減の意味合いも含めて、外部指導者と部活動指導員制度についてお聞きします。

現代の教員の多忙化を語る際には、少なからず部活動の指導云々という言葉が出てく



るものだと感じておりますけども、実際の現場において教員の助けになっているのが外部指導者制度によるサポートではないかと感じております。

部活動の指導においても競技経験のない教員にとっては、求められるハードルも高く地域に指導することのできる人材がいるならば、積極的に活用すべきものと考えております。

一方で教員が熱意を持って指導してくださる方が多いことは勿論承知しております。

ただ教員には異動も付き物ですので教員の指導者が4月に変わることによって、夏から作り上げてきたチームが変わってしまう可能性もあります。

個人的には外部指導者を教員がサポートする形が望ましいと考えますけども、教員のアシスタント的な立ち位置でサポートしつつ、異動があった場合等に上手く次の体制に繋ぐ役割も担っていただくことや、また求められるのであればヘッドコーチとしても活躍しても良いのではないかと思います。

こういった教員の負担軽減のためにも、地域の外部指導者を今後積極的に今以上に活用していく方向性があるか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。

現在も一部の部活動を除いて、ほとんどの部活動に外部コーチをお願いして指導に当たっていただいております。

競技種目によっては、公式大会時に外部コーチがベンチに入って指揮を執ることが可能な競技もあります。ちなみに野球や剣道競技においては、外部コーチがベンチに入ることができません。

外部コーチに対して、今まで何十年もの間、何の保障もなくボランティア活動的な扱いできております。この点は私共も以前から気にかけてきている部分です。

八郎瀧中の部活動の輝かしい実績は、教員の献身的な頑張りとは勿論ですが、外部コーチからの積極的で力強い支援があって刻まれてきたものだと思っております。

先日開催された学校運営協議会において、少子化が進むこと、来年度からは学級減で中学校教員が減少することなどで、部活動の運営や方向性について、課題として提示されております。

重点課題ととらえて、外部指導者の確保を進めて行きたいと考えております。以上です。

2番 小柳 聡

重点事項として取り組んでいきたいという力強いお言葉をいただいたと思っております。今おっしゃられたように外部指導者には、大会や練習試合の引率資格がなくて休日の練習においても教員がいるということが求められと思っております。

外部指導者が地域や学校に認められ、必要とされる環境になっていくとするならば、今おっしゃっていただきましたけども、外部指導者から部活動指導員に格上げをしてそのような役割を補完することが可能になることで、それもまた教員の負担軽減に資するものと考えますけども、将来的にこの外部指導者を部活動指導員に格上げしていくという方向性を持っているか、というところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。

部活動指導員については、文科省でも増員の方向で動いていると思っております。この制度は1時間1,600円程度で週3日間、1日2時間程度の部活動に携わる経費として、国3分の1、県3分の1、町が3分の1を負担し、部活動指導員を任命するものです。

大きなメリットとしては大会時や練習試合時に、教員がいなくても引率可能となる部分です。現段階では、各学校への部活動指導員数の配置上限は3名と示されております。

活用するかどうかについては、この制度ができてから、毎年私共も検討しているところですが、部活動指導委員の任命にあたっては、課題も多く現時点では実現には至っておりません。

2番 小柳 聡

毎年検討していただいて、課題も多くてというところをお伺いしました。一番の課題は何でしょうか。

教育長 江島廣

指導者についても選任ですけれども、いろいろ細かい研修その他の部分があります。部活動指導員のお仕事というのは、ただ単に技術指導だけやればよいという風なものではなくて、実技指導の他に安全・障害予防に関する知識、技能の指導、学校外での活動での引率、用具、施設の点検・管理、会計管理、保護者への連絡、年間・月間の指導計画の作成、それから生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等々とな

っています。ですので、求められるものが教員とやや同じような資格に近い者ということで、今の外部指導者、外部コーチがそういうものが全然無いと言う訳ではございません。ある程度のものは持っていますけども、かなりそういう方が任命された場合に責任も多くて、また併せまして町としての財政的な負担も非常に付いてくるんです。という風なことも考えられます。

そういうことで今大きな課題として、中々実施に踏み切れないという状況でございます。出来るのであれば、私の本当の考え方は、外部指導者が皆部活の指導員に全員なれば良いという風なこともありますけども、現在、秋田県内で各学校3名以内ということで示されています今のところは。今後増えていく可能性もありますけども、ただですね、そうした場合に外部指導者が付いてるところと、大分不公平感がこれまたあるんですよ。

あとそれからもう一つは練習する日にち、例えば3日間とかって限定がありますので、それ以外はどうするのか、そうすればどうしても外部指導者にそれ以外も頼まなきゃいけないということになる訳です。

今までやった学校の課題の一つとしては、二人の指導者がいると先生の他に、そうした場合にお互いが同じような形で指導してるという訳でもない、子ども達はどのような形で付いて行くか、お話しをよく聞けるか、いろいろなそういう風な面の人間的な関わり、指導の仕方についての捉え方、これは子どもだけじゃなくてそれを持つ保護者の方々のいろんなことが出てくるという部分は、今のところ現実の課題となっています。

それを全てクリアするには、もっと一週間に5日間とかそういう期間で、いわゆる部活動指導員という者をお願いできれば、本当は一番良いことじゃないかなと思っています。以上です。

2番 小柳 聡

一番のところは僕は報酬が発生するというのが、ちょっとおそろくネックなのかなと思っていたら、以外とそういうところだったということでした。

ちょっと最後にまとめになりますけども、部活動を通して得られる経験というのは、責任感や連帯感を育み、集団活動を通じた人間形成の場でもあると思います。

今回は少子化が背景であり、部活動への移行を技術的な面で今回お話しすることの方が大きかったですけども、そういった意味でも少なからず意義はあると思います。

今回触れた内容を早急に課題として、コミュニティスクールでも積極的に議論してほしいと思いますというところで、今コミュニティスクールのお話がちょっと出てたという話もありました。

すでにコミュニティスクールで議論されてるということですけども、今回私が提案しているのは前向きな意見などが、いわゆる持続させるために小学生から移行をするとかそういう前向きな意見とかあったものでしょうか、コミュニティスクールの中で。

教育長 江島廣

一回目の運営協議会の中では、そういう中身の具体的な詳しいところは出ておりません。ただ、来年度ははっきり言いまして中学校の教員が3名今より減少になります。

そうした場合、先生の数より部活の数が多いうことが出てきます。もう一つは個人で出る種目、学校にはないけども例えばですね相撲とか水泳とか、個人で出る場合は大会引率の時に誰か先生が付いていかなければなりません。

ほとんどそういう場合は郡・市大会がなくって全県大会以上なるので、郡・市で敗れたチームの監督さんがまず引率するという、そういうやりくりをしてる訳ですけども、そういうことを考えますと、かなりの先生方も必要になってきますので、そういう面で普段の指導も含めながら、まずは方向性やっぱり外部指導者が足りないということでの方向性を、どうなるかということも見極めて人をなるべく探すという競技ごとにですね、そういう風な方法を何とかすればいいのか、あとそれからスポ少につきましても現在のスポ少を維持するために、どのような方法でやっていけばやれるのか、それとも少なくしていく方向に向くのか、そういう熟議的なことを一度その件については運営協議会委員とあと他のそこ辺りの関係した人方を集めて、そういう話し合いの場を持って将来に向かっていかなければいけないだろうなど、先程、議員から提言のありました小学校のうちに中学生と一緒に動けるかどうか、あるいは早い期間にやれるか、そういう風なことも含めながら、これ重要な課題だと思っています。

2番 小柳 聡

気持ち伝わったお言葉でした。私もこの少子化の中でいかにして部活動を、私の立場では部活動を減らさずに、魅力を残した上で持続させて行くというところに力点を置いて議論してきたつもりですけども、そういったところもご理解を何とかいただいて、前に進めていただきたいと思います。私の一般質問以上でございます。有難うございました。

議長 伊藤秋雄

これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問を終わります。これより各常任委員会を開いていただきます。  
なお、最終日11日は午後3時より本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

( 閉会 午後2時 27分 )

# 令和3年八郎潟町議会6月定例議会 会議録

第5日目 令和3年6月11日（金）

議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育  
長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、議案第30号から議案第39号まで  
の10議案、並びに陳情について各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長、小柳聡君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 総務委員長さんにお尋ねしたいと思います。  
委員長報告の5ページの消火栓のことなんですけども、町民課と連携して確認し、現  
在町で設置した消火栓は全部で46箇所である。そのうち23箇所が民地だと思われる  
とあります。今後、承諾書などを取り交す措置を検討すると言っていましたけども、今ま  
でそうしたら承諾書は取り交してなかったという風に解釈していいんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、そういう認識であると思います。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませ  
んか。はい、7番 村井昇君。

7番 村井 昇 4ページの神社の補助金の交付ということなんですけども、これ町の指定する文化財  
ということは、建物の補修とかそういうものに対しても補助をもらえるのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 5番 石井清人君。

5番 石井清人 これ審査するときの当局の説明では、屋根の補修ということを知っております。補助  
金要綱に該当するので補助する、という説明を受けました。以上です。

7番 村井 昇 屋根の補修ということのようですがこれ仮に、今年屋根で来年は外壁とか、そういう  
場合も2年間対象になるのでしょうか。

5番 石井清人 そのところは委員会の審議の中では話題になってなかったので、ちょっと私からは  
答えられません。

7番 村井 昇 うちの方の神社、非常に古い神社なんですけども、建物そのものが大分老朽化して古くな  
ってる訳ですが、部落の振興会の予算があまりないので、じゃんにゃしてかえらえに  
ゃとかって話もありますので、もし金額が大きくなった場合の対応とか建物そのものは

50万円では改修できないと思いますので、2年に分けてもらうとかそういうことはできないものでしょうか。

5番 石井清人 私に対する質問だしべが。議案として挙がってくれば、教育民生常任委員会で審議します。

7番 村井 昇 分かりました。

議長 伊藤秋雄 他に質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。  
日程第2、議案第30号 八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第31号 八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第32号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第32号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第33号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第33号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第34号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第34号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第35号 八郎潟町営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第35号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第36号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第37号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第10、議案第38号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第38号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第39号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第39号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第12、陳情について討論・採決いたします。受理番号第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定

し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第2号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に受理番号第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第3号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に日程第13、議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
本日配付しました資料をご覧ください。  
議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
教育委員の佐藤直俊氏は、令和3年6月28日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
佐藤氏は、教育委員の職歴も長く、人格も高潔であることから、教育・学術及び文化に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。  
なお、任期につきましては、令和3年6月29日から4年間でございます。  
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第13、議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第40号については、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第14、報告第1号 令和2年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。  
提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 ご説明申し上げます。  
会議日程資料の137ページをご覧ください。  
報告第1号 令和2年度八郎潟町一般会計予算のファイリングシステム導入支援事業、高岳地区ほ場整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、湛水防除事業、ため池等整備事業、社会資本整備総合交付金事業に係る繰越明許費を繰越計算書を別紙のとおり調製したもので、地方自治法施行令146条第2項の規定により、報告するものでございます。  
以上、報告第1号について、ご説明申し上げます。

議長 伊藤秋雄 報告第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。  
次に、日程第15、報告第2号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。  
提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 139ページをご覧ください。  
報告第2号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。  
以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

議長 伊藤秋雄 報告第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。  
次に日程第16、発委第1号 八郎潟町議会会議規則の一部を改正する規則について  
を上程いたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、伊藤敦朗君。

議会運営委員長 伊藤敦朗 私から提案理由の説明をさせていただきます。  
発委第1号 八郎潟町議会会議規則の一部を改正する規則について  
議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。  
また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて改めるものであります。  
なお、改正にあたっては、全国町村議会議長会による、標準町村議会会議規則を参考にしております。  
また、施行日につきましては、公布の日からとしております。  
以上で説明を終わります。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第16、発委第1号 八郎潟町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって発委第1号は原案どおり可決されました。  
以上、今定例会に付託された事件はすべて終了いたしました。  
これをもって、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労様でした。

( 閉会 午後 3時40分 )